

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (31. 1 定)			
日 時	平成 31 年 3 月 5 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、新谷副委員長、秋元・高橋（龍）・酒井（隆裕）・ 齊藤・酒井（隆行）・面野・前田各委員		
説 明 員	総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、前田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、高野委員が酒井隆裕委員に、松田委員が斉藤委員に、中村吉宏委員が酒井隆行委員に、林下委員が高橋龍委員に、山田委員が前田委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、立憲・市民連合、公明党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎児童館の設置について

まず、私から児童館についてお伺いをいたします。

そもそも児童館とは一体どんな施設なのかということなのです。市民の方の中には、幼児ですとか児童、それから小学生向けの施設、このように誤解されている方もいらっしゃいます。

そこで、改正児童館ガイドラインの目的に、対象はどのように記されているのか伺います。

○（福祉）こども育成課長

児童館ガイドラインの目的についてですが、「児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。」とされております。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです。小・中学生向けの施設ということではなくて、18歳未満全ての子供を対象としている、そうした施設であります。

以前に一般質問を行った際に、放課後児童クラブ、それから地域子育て支援拠点事業などをもって児童館の代替機能とする自治体、これもあったけれども、そもそもこうした代替機能ではないのだということを私は紹介いたしました。こういった認識でよろしいかどうか伺います。

○（福祉）こども育成課長

委員のおっしゃるとおり、放課後児童クラブですとか地域子育て支援拠点事業、それから児童館ということで、それぞれ目的ですとか基本的な機能を持っておりますので、全てが代替機能を有するというふうにはなっていないという認識でよろしいかと思えます。

○酒井（隆裕）委員

そのように示されました。そこで、そもその話でありますけれども、いなきた児童館ですとか、塩谷児童センターですとか、そういったところでは、児童館はどういったところかというのは、実際にあるものですからイメージしやすいと思うのです。ただ、そうではないところ、一般質問の中で紹介しました新光、朝里地区、こうした地域においては、児童館と言われてもなかなかイメージできないのですと言うのです。

市長の答弁の中では、市内全域におけるニーズなども踏まえながらというふうに答弁されましたけれども、児童館のない地域にお住まいの方は、ニーズといっても、そもそもないのですから、必要性を感じられるのかというのが少し疑問に思えるのです。この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今、市内に 3カ所の児童館がございますけれども、どの地域にお住まいの子供でも御利用が可能ですので、そういった部分で市内全域にわたって利用の促進を図ったりですとか、その中で、自分の地域では必要なのか、あったほうがいいのかというのを感じていただきながら、こちらニーズの把握をしていきたいというふうを考えております。

○酒井（隆裕）委員

そうはいつても、やはり朝里、新光からいなきたや塩谷に行くというのはなかなか難しいです。その中で、イメージできている児童館とは何ぞやというのがわからないままで、必要性を感じるか、感じないかということについてはなかなか難しいのではないかと。やはり、児童館とはどんなものかということも広く示しながらやっていくということも必要なのではないかなと思っています。

福祉部長はこの前の一般質問の中で、地域資源、町会館の話もございましたけれども、いろいろな面で研究といった趣旨の御答弁をされました。とはいつても、新光、朝里地域は大きな町会館がないのです。

こういった場合、活用できる地域資源そのものがないというふうには私に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

本会議で福祉部長からそういうような形で答弁をさせていただきましたが、正直なところ朝里地域に限らず、市内で児童館としての活用ができる施設がどこに、どれぐらいの規模のものがあるかというのは、実はこれから調査していきたいと考えているのですけれども、全てに今ある 3カ所のような施設の規模が必要かどうか。先ほど最初に答弁させていただきました児童館ガイドラインの目的がそこで果たされるのかどうなのか。それから、基本的な機能ですとか、そういったものもしっかりその施設で実現できるかどうか。当然そういったことも考えながら、まずは既存の地域資源、町会館という話もありますけれども、そういったものの活用もまず考えながら、あと、地域のニーズや必要性についても勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

少なくとも全市的な問題というのであれば、本市においてどういった地域資源があるのか、調査をするのは必要ではないかというふうには思うのです。先ほど言いましたけれども、町会館といつても、狭かったり、小さかったりするわけなのです。使えないわけです。

ですから、そういったものも含めて、やはり調査することも必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

やはり委員がおっしゃるとおり、必要な規模というものがあるかと思っておりますので、そういったことも十分留意しながら、全市的な調査に取り組んでまいりたいなと思っております。

○酒井（隆裕）委員

他都市の事例についても、一般質問の中では調査していくというようなお話がございました。ここで提案したいのが、運営だけではなくて、例えば、その自治体では中学校、学区単位で設置しているですとか、それより小さくやっているとか、大きくやっているとかいろいろあるわけです。

設置する基準もあわせて調整していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

運営面、本会議では町会のコミュニティセンターでの運営みたいな話もありましたし、あと、今おっしゃったような設置箇所、規模、そういったものもあわせて、何せ小樽市ではまだ三つの児童館しかないわけなのです、ほかの市がどれぐらいの広さのまちで、どういった配置があるのかということについて、その基準についてもあわせて調べてみたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはり子供の居場所づくりというものは、まちづくりの観点からも非常に大事なのです。ぜひ将来、児童館設置に向けて前向きに検討していただきたいというふうに思います。特に新光、朝里地域においては、そういった居場所がないという問題があるものですから、全市的な問題とは言いましたけれども、そうした場所に限っても既にそうした問題が起きているわけですから、ぜひしっかりと研究していただければと思います。

◎保育の充実について

次に、保育についてお伺いをいたします。

入所待ちが発生しているということで、ゼロ歳、1歳、2歳が多いということでお話ししましたけれども、その中で主な理由として、受け入れに必要な保育士の数が確保できないからだというふうにおっしゃられました。しかし、そもそもの問題から言えば、やはり賃金が低い、これが一番の原因ではないかと思います。

一般質問の答弁の中では、保育士等人材バンク、それから保育士現場体験プログラムといったことは御答弁されておりましてけれども、そもそも賃金が低いから、そのまま保育士ではなく別の仕事につかれる例もあるでしょうし、さまざまな例があると思います。

やはり、そうしたことはあっても登録されないと思うのです。やはり、根本はそこではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○（福祉）こども育成課長

一般質問の答弁の中でも、平成29年度賃金構造基本統計調査に基づきまして、全職種の給与月額との比較で答弁させていただきましたが、確かに全職種と比較しまして、保育士の平均月額は10万円余り低くなっているというような現状がございますので、なかなか潜在の保育士に再度保育士として勤務をという話をしても、こういった賃金の事情もございますので、なかなか手はいないのかというふうにも思いますけれども、実際にこの保育士現場体験プログラムですとか登録の小樽市保育士等人材バンクをやっている中では、賃金の低さということだけではなく、やはりこの潜在保育士の方になりますと、年齢も割と高齢化している方も結構いますので、そうすると勤務時間がやはりフルタイムできついですとか、あとは御主人が働いていて、その扶養の範囲で働きたいのだというような方もいらっしゃいますので、賃金だけではなくて、そういった勤務形態などにもいろいろ工夫を加えながら保育士の募集などを行っていきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

潜在保育士がなかなかそうならないという点においては、やはり賃金の低さです。いろいろな調査はありますけれども、あと7万円給料が上がるのだったら保育士に戻ってもいいという、そういったデータもあるわけなのです。やはり国に対しても、これまでも市長会を通じて要望をしているという話は常々されておりますけれども、これまでに以上に、やはり強力に要望していくことはどうしても必要です。

それから、自治体としても独自に保育士給与を加算することはできないかどうか、こういったことも考えていく必要があるのではないかと考えています。

次に、無償化の問題についてお伺いをいたします。

幼児教育や保育の無償化について、子育て世代の負担軽減に役立つという点では前進とは言えます。しかし、財源、消費税に頼るという問題、これは別にしても待機児童がふえるおそれ、低所得者には恩恵が少ない、求職者の負担が残る、市町村の負担がふえるといった問題があります。それぞれ伺います。

まず、政府は保育の受け皿として、認可保育所ではなく企業主導型保育事業を拡大しています。しかし、小樽市は、役割の一部を担っていただいていることは事実としながらも、直ちに入所待ち児童の解消につながるとは考えておりませんというふうに御答弁されております。

政府と考え方に隔たりがあるのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○（福祉）こども育成課長

確かに国では受け皿としての役割を企業主導型保育に求めているわけなのですが、市とこの企業主導型保育施設とのかかわりにつきましては、一般質問でも答弁いたしましたけれども、なかなか市との直接的な関与というものが無い施設でありまして、通常、認可保育施設、認可施設所であれば市に入所のお申し込みをいただいて、そこで市から各希望の施設に入所の利用調整をかけたり、あとは国からの施設型給付費を市を通じて施設に支払いしたりですとか、そういったかかわりの中で、市に申し込みのあった入所希望の子供を各施設に受け入れていただくというような手続をとっております。

一方、この企業主導型保育につきましては、そういった市の利用調整も、というようなかかわりもない施設でありまして、また、その施設自体、施設を設置する企業の従業員の子供が半数以上を占めて、地域枠は半数以下という施設でありますので、必ずしも、企業指導型のほうに子供がふえたといっても、市としての認可保育施設への待機児童の減少というか、観点にはつながらないのかなというふうな考えでおります。

○酒井（隆裕）委員

そのとおりなのです。そこで、低所得者には恩恵が少ないのではないかと話なのです。

認可保育所の保育料は、所得に応じた保育料になっております。保育所では、負担軽減額の半分が年収640万円以上の世帯に振り向けられるというふうに聞いております。

まさに低所得者には恩恵が少ないのではないかなと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

確かに無償化に伴いまして、3歳以上の就学前の児童につきましては、皆さんが所得にかかわらず無償化されることになっております。ですから、年収が高い人ほど無償化の恩恵は大きいと、単純にこの収入について着目すればそういうふうに見えるのかなと考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、給食費の負担です。これまでゼロ歳、1歳、2歳は保育料に含めて、3歳、4歳、5歳は副給食代を保育料に含めて、主食代は別途徴収という方針になっておりました。

公定価格そのままで行くという形になると主食費が月3,000円、副食費が月4,500円と。低所得者の場合、これももしそのままになってしまうという形になったら、むしろ負担増になってしまうという、そういったことが指摘されているわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

給食費の取り扱いにつきましては、まだ金額も徴収方法も含めて、国からまだはっきりした基準ですとか、手続方法について示されておりませんが、今の国の考えでいきますと、基本的に副食費は実費負担という形で4,500円を徴収するような方向で出されておりますが、今、国でも低所得者に対して、そういった給食費の実費負担の部分の、これは引き続きなのですけれども、軽減を図っていくというような方針も示されておりますので、国の方針が決定されるのを待ちたいというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

国がやっていくという話なのですが、余り信用はできません。もしされないという形であれば、自治体独自でやはり減免とかということも考えていく必要がある、そうしたことも今から頭の中に入れておく必要があるのではないかなと思っております。

最後に、市町村の負担がふえるという話であります。民間施設では国が半分、都道府県が4分の1負担というふうになってはいますが、公立保育所の負担はどのようになっているのかお伺いいたします。

○（福祉）こども育成課長

無償化に伴う市の負担のうち、公立施設に対しての負担なのですが、これまでも一般財源化されておま

して、交付税措置という形になっておりまして、無償化以降も同様に交付税措置で、実質市が10分の10負担というふうになっております。

○酒井（隆裕）委員

交付税措置されているといっても、全額負担なのです。この負担が理由になって、市立保育所の民営化にはつながりませんよね、確認いたします。

○（福祉）こども育成課長

各民間、公立を合わせた保育施設につきましては、今、小樽市子ども・子育て支援事業計画の中でも定めておりますが、保育の需要に対しての定員の確保ということが年次計画で示されておりますけれども、それに従いまして、保育の需要に耐えられるだけの定員の確保をしていく必要がありますので、必ずしもそういった費用負担が直ちに公立保育所を少なくしていくだとか、定員を減らしていくだとかというふうにはつながらないものと考えております。

○新谷委員

◎ふれあいパスについて

それでは最初に、ふれあいパス制度について伺います。

2019年度は現行制度で実施して、2020年度、新制度の実施に向けて検討していくということでしたけれども、この進め方をどのように考えているのか。また、改めて市民アンケートをとるつもりなのか、この辺について伺います。

○（福祉）地域福祉課長

進め方については、まず部内で案をまとめまして、事業所との協議、庁内議論を経て議会に提案していく形で考えております。アンケートについては平成28年度に行ったため、今後は行う予定はありません。

○新谷委員

どのような制度になるかわかりませんが、新制度になると市民に周知しなければいけないわけですから、議会にはいつまでの提案になるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

できるだけ早い時期に提案したいというふうに考えております。

○新谷委員

持続可能な制度というところが問題なのですが、財政規模を現在より縮小すると、そういうことが前提ですか。

○（福祉）地域福祉課長

事業費をめぐっている1億5,000万円にするため、現時点では縮小を考えております。

○新谷委員

1億5,000万円での事業規模にするということですか。

○（福祉）地域福祉課長

現時点ではそう考えています。

○新谷委員

ここで、私も中央バスをよく利用するのですが、ふれあいパスを使っている方が少なくなったという、利用客が少ないですけれども、そういう感じがするのですが、ふれあいパスの利用者、2017年度販売冊数、それから平均販売冊数というのは何枚でしたか。

○（福祉）地域福祉課長

29年度の対象人数が3万6,150人になりまして、中央バスとジェイ・アール北海道バスを合わせた販売冊数は18万8,839冊。対象者のうち実際に交付している人数が1万9,881人になりますので、販売冊数をこれで割ると平均の販売冊数というのは約9.5冊になります。

○新谷委員

新年度予算を見ますと1億9,700万円、市債1億7,400万円です。2018年度予算は2億350万円で、市債は1億9,800万円でした。高齢化率が高くなっているのに予算が減っているというのは、これはどのような理由でしょうか。単に利用者が減っているということですか。

○（福祉）地域福祉課長

確かに、対象者というのは年々ふえていっているのですけれども、販売冊数は年々減っていますので、それに合わせて予算も減った形になります。

○新谷委員

利用者が減っているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

利用者が減っている理由というのはいろいろ考えられると思うのですけれども、やはり、例えば現役世代が増加して車を運転している方が多くなっているとか、一般的にはやはりそういうことなのかなと考えています。

○新谷委員

車を運転する人も確かにいますけれども、私はやはり年金が減ってきているし、外に出ない高齢者がふえているのが心配なのです。たくさんの方とお話する機会があるのですけれども、病気になったという人がすごくふえていて、なかなか外に出られないという、そういう人たちもふえているのが心配なところです。それで、ふれあいバスの目的から、積極的に社会参加できるように、制度の改悪にならないように求めるのですけれども。

今、新年度予算の事業のうち、1億7,400万円は過疎対策事業債で充てています。過疎対策事業債ソフト分の2億1,000万円の大半が充当されているというふうになりますけれども、こうなった原因というか、全額市の事業費になったというのは今までも問題になってきておりましたが、原因は前市長にあるわけですけれども、迫市長になって中央バスとの話し合いはできているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

市長就任後に、市長と中央バスの社長が2度面談をする機会があったのですが、ふれあいバス事業に関しての細かいところまでの話はしていないのですけれども、制度の内容については、これは大半が福祉部で行っておりますので、現在も福祉部中心で協議を進めているという状況になっています。

○新谷委員

2度ほど市長と中央バスの社長が面談をしているということですが、ふれあいバスについては具体的な話し合いがないということです。中央バスとしては、少しでもこの事業を応援するというか、財政支援する意思というのでも確認はできないのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業者の経営も厳しい状況の中、現在も220円を超える区間、対キロ区間と呼んでいますけれども、この部分は中央バスの負担になっておりまして、これについても負担解消を要請されている状況でありますから、今後、中央バスからの財政的な支援というのはなかなか難しい状況にあるというふうに考えます。

○新谷委員

先ほども言いましたけれども、ふれあいバスの目的から高齢者の積極的な社会参加になるように、規模は1億5,000万円程度ということですが、利用しやすい制度にしていきたいですし、場合によってはこの1億5,000万

円を超えるということもあるのかなと思いますけれども、いずれにしても市民が利用しやすい、そういう制度にしていただきたいと思います。いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

いろいろと財政的な問題、その他ありますけれども、委員のおっしゃったように、できるだけその点も考えて進めてまいりたいと思います。

○新谷委員

◎国民健康保険について

それでは次に、国民健康保険について伺います。

国民健康保険法の第 1 条について説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険法の第 1 条は法律の目的となっております。読みますと、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」となっております。

○新谷委員

今、目的について説明がありました。日本共産党は代表質問でも言いましたが、国費を投入して、これは全国知事会が要望している国費 1 兆円投入と同じ規模なのですけれども、均等割、平等割を廃止して国民健康保険料を引き下げるといふ提案について見解を伺いました。そうしましたら、受益に対する負担が考慮されなければならないので、これは必要なものだという答弁でした。この国民健康保険法の目的からいって、この受益に対する負担が考慮されなければならない、受益者負担ということは、これは少し問題ではないかと思えます。

この受益者負担、受益が考慮されなければならない、この文言は法律のどこに書いてありますか。

○（医療保険）国保年金課長

受益者負担が法律のどこに書いてあるかということなのですけれども、法律の中に文言としては書いてはおりません。我々が参考としている法文解釈の手引きの中で、この健康保険の制度というのは、あくまでも偶発的な病気やけがなど、あと事故などがあつたときに、あらかじめ共通している共通財産の運用によって、そういう事故に遭つた人を救済しようとするものだということ、そういう受益に対する負担が考慮されなければならない、そして、応能と応益の 2 本立てで算定すべきということが示されていたこともあつて、そのような答弁をさせていただいたところではあるのですけれども、国民健康保険の制度設計の中では、そういう応益割、被保険者に負担してもらうものについては、存在意義があるということをお願いしたかったということになります。

○新谷委員

もとなる法律には、そのようなことは書いていないということです。これは外国のことですけれども、ドイツやフランスでは、日本の国保に当たる自営業者の医療保険は、所得比例型の定率負担で賦課されておりまして、均等割というような、いわゆる人頭割がないわけです。均等割という定額を課すやり方はとられておりません。

均等割というのはゼロ歳児にも、収入のない本当に生まれたばかりの赤ちゃんにも賦課するというのは大変問題のある仕組みではないかと思いますが、いかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

人頭割だという話がありましたけれども、均等割、平等割があるから保険料が高くなるかといいますと、必ずしもイコールではなくて、制度設計の中で高くないような方法があれば、保険料を上げない仕組みにもできるのかというふうに考えています。

例えばゼロ歳児のお話がありました。今、我々も国には要望をしていますけれども、18歳以下の均等割の軽減ですとか、そういうような制度設計ができれば、保険料が上がらない仕組みにもできるのかなということ、応益割の分が悪いわけではないのかなというふうには考えております。

○新谷委員

この問題では、国民健康保険中央会の会長である高知市長もこの均等割については問題というような発言をしておりまして、やはり子供にこれを課すのは問題というような発言をしております。

それから、国保の構造的問題として、所得が低いのに保険料が高いわけですよね。所得ゼロの世帯というのは、加入者の半分ということですから、本当に小樽の場合は収入が低い、所得が低い人が多いのだなということなのですけれども、こうして所得が低いのに保険料が高いという国保の構造的問題をどのように考えますか。

○（医療保険）国保年金課長

所得が低いのに保険料が高くなるというのは、やはり被保険者の年齢構成がどうしても違って、年齢構成が高く、どうしても被保険者の所得が低いという中にありますので、どうしてもそれをみんなで支える仕組みをつくっていく上では、今の制度設計上、そういうふうな保険料になってしまうというのはやむを得ないというふうに考えております。

○新谷委員

やむを得ないというのは、少し問題ではないですか。先に国民健康保険法の目的をお話ししてもらったわけですが、やはり、どんどん加入者の所得が減っているわけです。非正規雇用もふえているし、それから自営業者の所得も減っている、そういう中で負担をしていかなければならない。その負担も、所得のもう十数%というのは本当に重い負担なのです。だから、やはり払えないという問題が出てくるわけなのです。その構造的問題を問題がないというのは、少し問題だと思います。

次に、国保の2019年度に北海道へ納める納付金です。

1,426万6,000円増の30億1,700万円。納付金から算出される保険料は1人当たり9万1,733円、前年度より1,596円上がったその理由を説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

先ほどの答弁で、構造的な問題はやむを得ないというお話をしてしまったのですが、構造的な問題がやむを得ないと思っているわけではなくて、それは問題だと思っているので国に対してはもちろん要望をしていくという気持ちはあります。なので、制度設計上仕方ないところがあるということをお願いしたかったところです。

今、保険料が1,596円上がった理由ということだったと思うのですが、上がったのは北海道から示された納付金、これが上がったことが原因になっております。納付金が上がった原因としては、北海道全体で見込まれる医療費から、各市町村で足りない分を算出しまして、各市町村の所得のシェアと被保険者数のシェア、そういうもので納付金を算定しているところなのですが、納付金が上がった原因としては、被保険者の高齢化に伴って医療費が高くなっているということがございます。ちょうど団塊の世代が70歳になって医療費がかかる年齢になったということもありますし、70歳になるとただ医療費がかかるだけではなくて3割負担から2割負担になるということで、その分被保険者ではなくて、国も含めた保険者が負担する額もふえるという仕組みになっていますので、それが全体の医療費を押し上げているということになります。その全体の医療費が上がったことが、小樽市にかかってくる納付金を引き上げた原因になっているのではないかと考えています。

○新谷委員

医療費が上がったという理由の一つですけれども、医療費が上がったからこそ、助ける意味で、北海道も国も財政支援をしなければならないと思うのですが、これも少なくなっているというのも問題だと思います。

それで、この国保の予算は消費税増税を前提にしたものですが、これも少なくなっているというのも問題だと思います。

○（医療保険）国保年金課長

法定減免の2割軽減、5割軽減の拡大によってふえた数なのですが、2割軽減からいきますと、2割軽減

でふえた人数が73名、対象世帯数が31世帯。5割軽減については84名、対象世帯数が54世帯というふうに見込んでおります。

○新谷委員

その減免分がこの全体の保険料、ほかの人の保険料にはね返るといことはあるのですか、ないのですか。

○（医療保険）国保年金課長

法定の軽減分ですので、こちらについては被保険者、ほかの方に降りかかることはないです。保険基盤安定制度というものがございまして、北海道と市でそれぞれ軽減した分を補填するという仕組みになっております。

○新谷委員

保険料が前年度より高くなるわけで、小樽市も激変緩和措置として国民健康保険事業運営基金から1億円を投入し、保険料を下げるといことは評価したいと思うのです。

それで、新年度の保険料に対して1世帯1万円引き下げると、どのぐらいの金額が必要ですか。

○（医療保険）国保年金課長

1世帯1万円ということでいきますと、基準をどこにするかは別として、今、被保険者の世帯数が1万7,000世帯ぐらいですので、単純に1万7,000世帯掛ける1万円で1億7,000万円ぐらいというふうに考えてもよろしいかと思えます。

○新谷委員

それで、私の試算では新年度は1世帯当たり12万9,560円ですから、この1万円を下げるといことで、かなりの負担が軽減されるのではないかというふうに思います。それで、代表質問でも聞いたのですけれども、全国知事会では1兆円を投入して協会けんぽ並みにすることを求めています。収入が400万円、30歳代の夫婦と子供4人世帯の協会けんぽ保険料は20万5,000円ということでした。

国保だと47万3,700円で約2.3倍です。余りに違うと思いませんか。

○（医療保険）国保年金課長

違うと思います。被用者保険と比べると、年齢構成が高く医療費も高くかかる、加入者の世代構成というか、そういう年齢構成が違うということがありますので、そういう構造的な問題があるので、我々としては国に対して財政支援を強く要請しているところでございます。

○新谷委員

それともう一つ問題なのは、資格証明書です。保険料を払えなければ資格証明書になるというのは、協会けんぽや共済組合ではあり得ませんね。これも確認します。

○（医療保険）保険収納課長

協会けんぽですとか共済組合におきましては、資格証明書自体ございません。

○新谷委員

資格証明書で、病院にかかれなくて命を落とした例が後を絶たないわけですけれども、これをどのように考えていますか。

○（医療保険）保険収納課長

資格証明書につきましては、病気ですとか災害などの特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたりまして保険料を全く納付していただけない方、こういった方々が対象となっております。我々といたしましては、そうなる前に電話ですとか臨戸訪問によりまして、なるべく接触を試みまして、できる限り納付相談に応じております。

資格証明書交付世帯の方が病気などによりまして、病院にかかりたいけれども医療費の一時払いが困難だとい、そういった申し出があった場合には、事情をこちらでお伺いした上で、緊急的な対応といたしまして、短期被保険者証を交付する場合もございますので、今後におきましても丁寧な対応をしてみたいと考えております。

○新谷委員

小樽市でも実際に、代表質問でも言いましたけれども、資格証明書で、医師が慌ててこれは大変だということで、診断書とかそういうものを書いて短期被保険者証にしてもらった例や、それから、病院にかかるのを我慢していて、無料低額診療事業制度でかかったけれども2カ月後に亡くなってしまったという、こういう例が実際にあったわけです。だからこれは、資格証明書というのは昔にはなかった制度で、本当にこういう払えない制度にしておきつつ資格証明書を発行するというのは、私は問題だと思います。

それで、何といたってもこの高過ぎる保険料を引き下げのために、国に財政支援を求めています。これは全国市長会でも昨年6月に行っております。その財政支援を国に求めつつ、何とか小樽市で1世帯1万円引き下げる、これは無理でしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

国に財政支援を求めつつ、市で何とか1万円を下げるができないかということだったのですけれども、代表質問の答弁でもお話したとおり、基金の残高は今5億4,000万円程度なのですけれども、その基金の残高と今後保険料が上がる可能性について、医療費が上がっている中で今後も保険料が上がる可能性というのはございます。その辺を考えますと、国民健康保険事業特別会計の安定的な運営のためには、一定程度その基金を残しておくことは必要のかなというふうに考えております。

まだ制度が変わったばかりで、都道府県化になったばかりで、なかなかこの先が見えないところもありますし、できるだけ我々も低所得者の保険料を上げないようにということを考えて、今回1億円を投入するなど、できる限りのことで対応をしているつもりでございます。今回は、この先のことをやはり考えると、そういう1万円を引き下げるために基金を使っていくというのは難しいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○新谷委員

基金からは難しいということでした。でも、一般会計から国保会計に繰り出しをするというのは、別に禁じられているわけではありません。私たちは不要不急の事業の無駄遣い、この予算を削って一般会計から国保会計に1世帯1万円の保険料引き下げになる、このような繰り出しを行うということを提案しておりますことを申し添えたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○前田委員

◎子どもの学習・生活支援事業について

子どもの学習・生活支援事業ということで、生活サポートセンター分と子ども福祉課分ということで、事業費が計上されております。この事業概要について、まずお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

事業の概要についてですが、まず、児童扶養手当を受給している世帯または生活保護を受けている世帯、生活困窮者の世帯、中学校1年生から中学校3年生の生徒を対象にして週1回2時間程度、学習支援事業を行う予定でございます。また、この学習支援を行うに当たりましては、学習塾を営んでいる事業者に委託し学習支援をするとともに、生徒、保護者との面談を行っていただきまして困り事の相談、また、生活上困っていること、このような

ことを聞き取りまして、市と情報共有しまして市の制度につないでいくと、このような事業を予定しているところでございます。

○前田委員

今概要が説明されました。ひとり親家庭、あるいは生活保護世帯、生活困窮者世帯の中学校 1 年生から 3 年生を対象として、学習の支援や困り事相談に応じる、あとは生活支援を実施すると、こういう説明がございました。世帯数的に今数字で聞いていきますが、まず、ひとり親家庭世帯というのは何世帯あるのでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

対象とする生徒数でお答えさせていただきたいと思います。児童扶養手当の受給対象となっております中学校 1 年生から中学校 3 年生の生徒につきましては、約 470 名ということでございます。

○前田委員

中学校 1 年生から 3 年生までで 470 名ということは、言いかえると 470 世帯ということでもいいのですか。それとも、重複している子供がいればふえることはないだろうけれども、減ることはあるのか、その辺はいかがですか。

○(福祉) こども福祉課長

平均しますと 1 世帯 2 名程度の生徒がおりますので、世帯数でいうと約半分ぐらいになるかと考えております。

○前田委員

2 人程度いるということで、半分程度ということですか。235 名ぐらい、世帯にすると。これはひとり親世帯というから、ひとり親といっても父親の世帯もあれば母親の世帯もある。この 235 世帯の内訳というのはどうなりますか。

○(福祉) こども福祉課長

申しわけございません。父子家庭と母子家庭の内訳については、今手元にご覧いただかないので後ほどお知らせさせていただきますと思います。

○前田委員

持っていないのですか。そういうことを聞いたかったのだけれども。それは後ほどということで、この父母の世帯、父親、母親の世帯、これは後ほど。

そうしたら、生活保護世帯数というのはどうなっているのですか、このうちの中の。

○(福祉) 生活支援第 1 課長

この事業の生活保護受給者の対象者ということになりますけれども、今お話のあったひとり親世帯と少し重複する世帯もありますが、中学校 1 年生から 3 年生まで、現在通学されている生徒は 120 名おります。

○前田委員

120 人、120 世帯、若干重複していれば減る可能性はあるということだと思います。ということで、それも聞こうと思ったのですが、調べてはいないのですか。先ほどと同じように重複というか、父親、母親で分けられる部分があるのかと思ひまして。

○(福祉) 生活支援第 1 課長

済みません。生活保護世帯で、それも押さえておりません。

○前田委員

押さえていないということで、質問がだんだん、シナリオが狂ってくるのですけれども、それで、先ほどの説明で中学校 1 年生から 3 年生に週 2 時間程度の学習支援を行うということでもありますけれども、これは具体的に何か塾の費用を負担するとか、どこかに来ていただいて学校の教師が塾の教師のかわりに勉強を教えるとか、どのようなことを想定して 1 週間に 2 時間程度の学習支援というふうなお考えを持っているのですか。

○(福祉) こども福祉課長

事業の実施形態ですが、市内で学習塾を運営している事業者に委託しまして、市の施設に毎週 1 回塾の講師を派

遣していただくと、それで学習塾並みの学習支援を行う予定で考えております。

○前田委員

余り聞き取れなかったけれども、学習塾ではなくて違うところで、そういう施設というか運営をして、市の担当者なりその関係者が行って勉強を教えるということですか。

○（福祉）子ども福祉課長

聞き取りにくくて申しわけございません。

市の施設に学習塾の経営をしている講師の方を派遣していただいて、市の施設で実施するという事で考えております。

○前田委員

ということは、その中学校 1 年生から 3 年生までの方は、当然、全員にそういう周知はするのでしょうか、強制的に全員が行くわけではなく、希望者だけですか。

○（福祉）子ども福祉課長

まず、周知の方法について考えてございますのが、4 月に児童扶養手当の証書を対象世帯に一斉に発送いたします。その際に案内の文書を入れて、募集をかけて来ていただくということと、また、生活保護を受けられる方は個別にケースワーカーが声をかけていくと、このようなことで考えております。

○前田委員

募集をするということは入札をするということとっていいのかなと思うのですが、これは予算、余り細かいことをしゃべるとすごく大変なので、お話しできる範囲で結構ですけれども、その辺を少し詳しくお聞かせください。

○（福祉）子ども福祉課長

先ほどの答弁は生徒の募集の答弁だったのですが、委員の御質問は事業者の募集ということですね、申しわけございません。

事業者につきましては、現在プロポーザルで公募をかけている状態です。この中で参加してくれる事業者を今募っております、その中で学習支援の能力と生活相談を受ける能力、こちらを総合的に判断して事業者を決定していきたいというふうに考えております。

○前田委員

ということは、単純に料金というか費用ではなくプロポーザルということなので、中身を吟味、よく精査して、子供たちによりよい学習というか、環境を提供してくれる業者を選定して、そこで塾的なものをするということによろしいですか。

○（福祉）子ども福祉課長

はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○前田委員

それでもう一つ、この困り事の相談というのがありますが、どのような方法なのか、やはり恐らくその内容によっては、プライバシーをも含んだ相談もあるのかなと、こういうふうに想像します。そういう多種多様というか、難しいプライバシーを含んだ問題、これを誰が相談員となって受けるのか、学校の教師が受けるのか、それとも何か専門職的な人、資格を持った人を配置してそういう人に対応していただくのか、まずここまでお聞かせください。

○（福祉）子ども福祉課長

困り事相談につきましても委託業務の一つとして実施したいと思っております。今お話を伺っている事業者は 1 社ございますが、その事業者は全国でもこのような学習支援事業を受託しております、さまざまなひきこもりとか不登校の生徒についての相談を受ける研修とかも受けておりますし、その事業者自体も、そういう不登校とかの

対応マニュアルとかも整備されている事業者が今手を上げている状態ですので、そちらの業者になれば、間違いなくその辺の専門の知識を持った相談員が学習支援をするとともに、いろいろな困り事にも応じていただけると。その応じた相談内容については市と共有して、市ができることについて支援をまたさらに続けていくという形で考えてございます。

○前田委員

それで、今、全国的という話は聞きました。業者は学校の教師とか関係者ではないと、専門業者ということなのですが、ただ、これは小樽市にはもちろんいないのでしょうけれども、道内ではそういう同業者とかも含めて、そういう業者をお願いをして、子供のそういう相談を受け付けている、聞いていただいているという事例はあるのですか。

○（福祉）こども福祉課長

道内で、本市が事業を実施するに当たって今お話を聞いている事業者は、十勝総合振興局でも同じような学習支援事業を受託しておりまして、そちらの事業の枠組みを参考にしております。その事業は小樽市にも拠点がありますので、そちらは問題ないかというふうに考えております。

○前田委員

それで、もうそういう実績のある業者だと、問題はないのではないかと今説明を受けました。それで、私は今、中学校 1 年生から 3 年生、要するに中学生のことなのですけれども、これは保護者の相談も、その業者は受けていただけるというか、相談に乗っていただけることになるのですか。

○（福祉）こども福祉課長

相談につきましては、子供と学習支援の際に面談を行うということも条件にしておりまして、定期的に親とも面談するよという条件の中で、現在プロポーザルの公募をかけているところでございます。

○前田委員

それで、相談内容も多種多様でしょうけれども、十勝総合振興局管内でその業者はやられているようでありますが、相談内容というのは、その範囲というか範疇は、軽微というか、そういうものから重いものまでいろいろあるのしょうけれども、どういう事例があって、どういう問題で解決されているとかという、そういう実績的なものがあれば、押さえていけばお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

具体的な相談内容について伺っている話なのですが、やはり経済格差が学力の格差とよく言われておりますけれども、なかなか進学意欲が湧かない子供も中にはいるというふうに伺っております。例えば、学力が向上することによって高校進学への意欲が高まるとか、このようなことが実績として挙がっているというふうには伺っております。

また、親の相談についてなのですけれども、やはり経済的になかなか苦しいということで、高校の進学費用をどうしたらいいかというお金の面での心配事が多いということです。これにつきましては、北海道が行っておりますひとり親の貸付制度、ほぼ無利子で借りられますが、このような制度を御紹介したりしていきたいというふうを考えております。

○前田委員

それで、これまでもというか、今もそうでしょうけれども、子供たちが何か困ったりした場合に学校の教員にも相談が行っていると思うのです。そういう相談は一つどうするのか、こういう相談員を専門の人をお願いすることになるので、学校の教員も、極端に言うと相談があればこちらへ行ってくださいというふうに誘導をするのか、それとも教員への相談は今までどおりして、それ以上の相談になった場合にそういう専門のところへその生徒に行かせるのかというようなことで、この辺の対応はどうするのですか。その区分けというか、分け方というのがいろいろ

ろあると思います。

あと、相談内容によっては、教員の手に余るといような相談があれば、そういう専門職に振り分ける、そんな方法もあるのかもしれませんが、そういうプライバシー的な難しい問題の窓口はこちらだよといような、冷たいとまでは言わないけれども、機械的にそういう部分でのセレクトをするのかどうなのか、この辺はどう考えておられますか。

○（福祉）こども福祉課長

相談窓口などの連携なのですけれども、この事業を実施するに当たり、既にもう教育委員会とも連携についてお願いはしているところです。例えば教育部では、登校支援ということで、ふらっとルームとかをやっていますけれども、その中で少し外に出ることになった子供、また、少し集団生活になれた子供については、対象児童であればこちらの学習支援事業に誘導していただくような話もしていますし、うちで相談を受けて、これは学校にお願いしなければならないような案件であれば情報共有をしていきたいと思いますということで、教育部とは話が進んでいるところでございます。

○前田委員

ということは、今までどおりの部分は今までどおり、それを超えるような部分については、そういう専門業者も含めて対応をしていくということよろしいですか。

○（福祉）こども福祉課長

はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○前田委員

費用対効果という、この種の問題についてそういう言葉は余り使いたくはないのでありますけれども、やはり費用をかけた以上は期待するものとか、狙いとかが当然ありだろうと思います。本市としてのこの求めるもの、狙いについてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

最終的な事業の目的なのですが、やはり全国的にも貧困家庭の学習支援、学力の問題というのは大きく取り上げられているところでございます。

本市といたしましても、経済格差が学力の格差につながらないようにということと、学力が向上することによって、子供の将来の選択肢というのは広がっていきますので、ここを支援していきたいという部分と、あとは市長公約にも掲げておりますので、今後、参加してくれた児童に対していろいろなアンケートなどを行いながら、引き続きよりよい事業をやっていききたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆行）委員

◎がん検診について

それでは、がん検診について質問をしたいと思います。

まず、がん検診の部位別の検診率の状況と近年の傾向について説明願いたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

保健所で行っているがん検診の部位別の直近の率と近年の状況ですけれども、まず、胃がん検診につきましては平成29年度で6.3%となっております。肺がん検診につきましては8.6%、子宮頸がん検診につきましては24.9%、乳がん検診につきましては23.2%、大腸がん検診につきましては15.4%という検診率となっております。

近年の状況ということでございますけれども、この5年間ぐらいの傾向で見ますと、ほぼ横ばいの推移で来ていたのですが、例えば率でいきますと、子宮頸がん検診は28年度には26.3%だったのですが、それが29年度には24.9%というように少し落ち、また、乳がん検診も28年度には27%だったものが23.2%ということで、少しこの

辺が落ち率と申しますか、検診率が低かったものですから、少し気がかりと申しますか、そういうふうを感じているところでございます。

全体的に、各がん検診とも受診率が低いまま推移しているような状況でございますので、この辺は今後とも引き続いての課題になっているところで、そういうように認識しております。

○酒井（隆行）委員

今説明がありました、若干落ちたという部位もありましたけれども、これの原因については調査されてはいますか。

○（保健所）保健総務課長

申しわけありません。その原因がはっきりと、こういう部分だという分析ができていないような状況でございます。少しその辺も何か分析していかなければならないとは思っているのですけれども、現時点ではお答えできるようなものを持ち合わせておりません。

○酒井（隆行）委員

がん検診を受けられる病院、それからいろいろメニューがあるということで、先ほどホームページも見させていただきました。それで少し気になったのがバスツアーけんしんで、自宅の近くまで送迎バスが迎えに来てくれて、その送迎バスに乗って札幌がん検診センターに行って検診を受けられるというメニューがありました。まず、これは年間どれぐらい回数を行っているのか、それから延べ人数だとかもわかれば説明願いたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

バスツアーけんしんについてでございますけれども、年間の回数なのですが、年間で12回から13回程度です。延べ、その受診者数について、申しわけありません、今数字を持ち合わせてきていないものですから、後ほどお調べして御報告させていただければと思います。

○酒井（隆行）委員

それともう一つ、街頭検診ということで、これは逆にバスが来て、地域に入って行って、レントゲン車で検診を受けられるというような説明があったのですが、これについてもどうでしょうか。年間どれぐらいで、延べ人数などがわかればお示しいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

街頭検診なのですけれども、箇所数でいきますと年間で40程度です。ただ、同じ日に2カ所で同時に行ったりもしているものですから、箇所数でいきますと約40なのです。大変申しわけありません、この検診の人数は資料を持ってきていなかったものですから、後ほど整理して皆様に御報告させていただければと思います。

○酒井（隆行）委員

40カ所程度ということで、これも非常に身近に来ていただいて、検診を受けやすい環境づくりをしていただいているなというふうに思いました。

それともう一つ、忙しい方のためにということで日曜日に検診が受けられる。これは札幌がん検診センターに行って日曜日に受けられるということなのですけれども、これについては、これも人数はわかりませんよね、どうでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

この日曜がん検診は、札幌がん検診センターで受けるわけなのですけれども、大変申しわけないです、重ね重ね申しわけないのですが、人数の資料が、まとめたものを持ってきていないものですから申しわけないのですけれども、こちらの回数的には、平成30年度でいきますと6回実施することになっておりますが、済みません、人数についてはこれまでの部分を含めて少し整理をさせていただければと思っております。

○酒井（隆行）委員

最初に聞きました検診率については、ほぼ横ばいかなというふうに感じました。これはたしか数年前に、何かアンケート調査をやったと思うのですが、検診を受けない方の理由について、これはその後どのように把握されているのか、調査か何かをしているのか、そういう部分についてはいかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

小樽市健康増進計画策定の中で、そういったアンケートといいますか、そういった形では実施しているところがあります。中身は申しわけないですが、今、失念しまして申しわけありません。

○酒井（隆行）委員

これも後ほどで結構です。

今後について、何かお考えがあればお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（保健所）保健総務課長

がん検診の部分でいきますと、平成30年度から、まず、胃がん検診の部分で内視鏡検査というものを予算つけさせていただきまして、実施しているところがございます。また、子宮頸がんにつきましても、自己検査といいますか、キットを送って送り返していただいているような、そういう部分で、なかなか忙しい方、検診に行けない方、女性の方に対しても、そういった取り組みなどを新たに30年度に実施させていただいたところで、31年度も引き続きそういった予算も要求させていただいているところがございます。

そういった部分で、各種がん検診につきましても、課題など、こちらで分析とかも含めて、今後、検診率など、こういった今報告しているような状況なものでございますから、何か克服していきたいというように考えているところで、課題というように感じているところがございます。

○酒井（隆行）委員

数字の部分に関しては後ほどいただきたいと思いますが、それを見て、また最終日に質問をしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 2 時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎子育て施策について

まず、子育て施策についてお伺いをしていきます。

子育て事業の情報についてお聞きをするのですが、子育て支援センターに来ている、主に母親たちからの御意見を伺いました。ニーズとしては、子育てに関連した情報発信について、より強化をしてほしいという御意見が多く見受けられます。ホームページなどについては、広報広聴課の所管であるとは思いますが、これは出口の側であって、現状のものをこうしたいなどの入り口というのは、原課から声を上げていくことはできると思いますので、本日、厚生常任委員会所管の中でお聞きしていきます。

情報発信の強化を望む声と申しあげましたけれども、手段としては幾つもあるものと認識しています。ここで伺っていきますが、例えば費用もかからず手をつけやすいところとして、希望する方にメールアドレスの登録をしていただいて、市側からメールマガジンの配信みたいなものを行うというのは、まず現実的なものと考えているのかお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

メールマガジンの配信についてですけれども、例えばメルマガを配信する頻度ですとか、それからメルマガを見る側、受け取る側の見際の手間といいますか、そういったものですか、あと、実は今の子育ての所管とは違うところにいたときに、いろいろな人に情報を適宜周知したいと考えたときに、メルマガはどうだろうかと周りの人に相談したときには、少し時代的に古いのではないのかと言われた経緯もありまして、主にはそういった配信する手間、受け取る側の手間を考えて、少し難しいのかというふうには考えております。

○高橋（龍）委員

確かにおっしゃるようにメルマガは、私も幾つか送られてくるものはあるのですが、情報がかなり詰まったものでないと目を通さなかったりというのもあるので、おっしゃることは確かにとは思いますが。

次に、以前にも委員会で提案をさせていただいたのですが、子育て情報の、例えば口コミ掲示板のようなものがあると情報収集に役立つのではないかという御意見も改めて伺いました。これはすぐにできるものではないというのは重々承知をしていますが、例えばこういったものの開設にはどのような御所見をお持ちでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今御質問がありました子育て情報の口コミ掲示板というものが、私自身、少しイメージを、今は持ち合わせていないのですが、よくある口コミなどを見ても、果たして行政情報としてその情報の正確性ですとか信憑性ですとか、あと適時性といいますか、新しいのか古いのかというようなこともなかなか担保しづらい面も多々あるかなと思われまので、もし開設するということになれば、少し慎重に考えていかなければならないかと思っております。

○高橋（龍）委員

それでは次に、小樽市役所の子育て支援室のホームページを拝見すると、さまざまな事業が市内各地で行われているということがわかります。例えば赤岩、奥沢、銭函の各保育所で開設されている子育て支援センターですとか、保育士が町会館に出向いて行われる「げんきがまちにやってくる」、または月齢別とした支援事業の「ぴよぴよくらぶ」「すくすくひよこくらぶ」など、どれも非常によい取り組みだと感じています。保育士からお話を聞くだけではなくて、同じ時期に生まれた子供を持つ保護者同士のつながりを持つこともできるというのは、共感者を見つけるという意味合いにおいても有益であるわけです。

ただ、ウェブ上で情報を取得しようとしたときに、このホームページの作りには一考の余地があるというふうには私は考えています。基本的に文字ベースのもので、日程ですとかそういったものは示されているものの、各事業がばらばらに表示されるため、一つ一つ調べないとならないというのが現状です。例えばカレンダー式に表示をするなどの案も挙げられますけれども、子育て支援室として改善に向けて取り組んでいくというお考えはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今、子育て支援室のホームページというお話ですが、私自身も実は、見づらいし使いづらいなというふうには感じております。あと、そういった声もいろいろな場面でお聞きしまして、なかなか知りたい情報に届かない、到達できないといったような話もよく耳にいたします。

少しこの情報の出口の所管との関係もありますので、私どもですすぐこうしますとかという具体的な話はい

のですけれども、既存のそういったホームページのシステムの中で、より皆さんに情報が届きやすいようなつくりというものを今後研究していきたいと思っております。

あと、今カレンダー式で表示というようなお話もありましたけれども、実は毎月、子育て支援ニュースといいまして、市内公立の3カ所の地域子育て支援センターのその月の行事を紙ベースで配布したりしているのですけれども、裏面にその月のカレンダーを載せて、この日は例えば奥沢のセンターで何をやっていますというのが一目でわかるようなカレンダーがついています。実はその子育て支援ニュースにつきましても、市のホームページでPDF化して見られるようになっております。ですので、そういったものもなるべく見やすく、引き出しやすいような形にできないかは、少し検討してまいりたいと思います。

○高橋（龍）委員

今おっしゃっていただいた子育て支援ニュースは、私もきのうちょうど読んでいたのですけれども、あれがPDF化されているというのも確かにわかるのですが、本来であれば、そのカレンダーをクリックできるような形で、もっと情報をとりに行けるような形が望ましいのかなとは思っています。

また、市役所主導の事業のほかにも、民間が行う子育ての関連イベントというのも多くあるものと認識をしています。子育て環境の充実に向けては、官民連携というのをより強化していく必要があると考えますけれども、こういった民間事業も含めて、本市としてよりわかりやすく情報発信を行うことの必要性というのは、どう思われていますでしょうか。

例えば、他市ではスマートフォンのアプリなども活用して、行政側からいわゆるプッシュ式の情報発信を行っています。これまで伺ってきたことをメルマガであるとか掲示板であるとか、ホームページのカレンダーというのもアプリができれば、すぐに全部ができるというわけではないのですけれども、一元的に行うことができるのは、やはりアプリ開発というのが今後有効なかなと思っております。そのあたりも含めて前向きに取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

委員がおっしゃるようなアプリの導入なのですけれども、今、子育て世代の方々には、皆さんスマートフォンでいろいろな情報を収集されるということがありますので、どれぐらいの経費がかかるのか、例えば何か無償で提供をしてくれるようなアプリがないのか、それからプッシュ式に対応できるのかなどを含めて、あと、当方でのそういった情報の管理の度合いなり、そういう重さですとかも勘案しながら、なるべく時代に沿った形の情報提供に向けて研究、調査はしていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひ前向きに進めていただきたいと思えますし、やはり子育て世代の方々というのはスマートフォンユーザーも多いと思えますので、できるところから一つ一つ取り組んでいただくということで、今ある事業の周知にもつながって、ひいては満足度の向上が図られるものと思えますので、よろしくお願ひします。

◎保育所について

次に、保育所についてお伺いをします。

保育所と入所の申し込みについてというところなのですが、4月入所を希望される方が多いと思えますけれども、4月からの入所を希望する方と、また、年度途中からを希望される方の割合というのはどうなっていますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

4月とそれ以降の年度途中から希望される方の割合ということですので、昨年度、平成30年4月当初と5月以降の申込数の関係でお話ししますと、まず、4月当初の申し込みが1次選考としまして121名、2次選考としまして36名、合わせて4月当初の入所希望は157名おりました。その後、5月以降の申込数につきましては、概数ですけれど

も大体20人から40人の間で推移しております。

○高橋（龍）委員

やはり、4月年度当初というところに集中をしているのかという印象です。

この4月入所を希望される方の申し込み期間というのが、ことしで言うと1月16日から2月15日までの1カ月間となっているということです。これに対して、入所の可否の発表というのはいつになりますか。

○（福祉）こども育成課長

今おっしゃったのが1次選考の期間なのですけれども、その入所の可否につきましては、2月下旬から各申し込みのあった施設との利用調整を経まして、決まった順から順次、利用者の方にお知らせしております。

○高橋（龍）委員

1月16日から2月15日までのものは、1次選考だということです。

札幌市のホームページを拝見すると、前年の11月から受け付けを開始して、1次調整として1月下旬に調整結果が発表になっています。2次調整も、ことしで言えば3月8日に文書を送付することになっていまして、札幌市の場合と比べて人数が違うということもありますけれども、1次調整は本市が申し込みを受け付けている期間に既に終わっている状況です。希望をする保育所に入れるかどうかがある程度早目にわかっていることで、入所に向けた準備などを各御家庭で進めていけることと思います。

札幌市と比較した時期の差について、その理由と、また、本市の考え方を伺いいたします。

○（福祉）こども育成課長

委員のおっしゃるとおり、札幌市の場合は子供の人数が多いということと、入所の施設もかなり多いというふうに思っております。ですから、利用調整に非常に時間を要するのかというふうに考えております。それでこれだけの前倒しで行っていると考えられます。

本市につきましては、毎月の受け付け期間につきましては、例えば5月入所であれば4月15日までの受け付け期間なのですけれども、4月に限ってはやはり、先ほども申し上げましたように入所申し込みの件数が多いこともありまして、1カ月前倒しして行っているというところでもあります。

○高橋（龍）委員

それでは、入所の可否の発表を早めてもらいたいという要望などは本市には届いていますでしょうか。もしあればお示してください。

少なくとも私は、何度かそういった御意見も伺ったのですが、潜在的にでも子育て世代からはニーズがあるというふうに考えています。本市として、申し込みの期間や発表について早めていくというお考えはないのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

直接的に、そういった強い要望については届いていないのですけれども、4月に限らず毎月の入所の選考の中で、やはり就職の御都合ですとか、それから、例えば育児休業から明けてまた職場に復帰するですとか、そういったタイミングは、やはり利用される方もなるべく早く知った上で次の生活に移るといいますか、そういった準備をしたということもありますので、選考の結果が出次第、極力本人にはすぐ連絡するよという考えではあります。その発表の期間を少し早めるですとか、今、4月については、先ほど1次選考では2月中旬からということと、毎月の選考結果については前月の下旬からという話になるのですけれども、例えば、これは聞いた話で恐縮なのですが、2月に入って札幌に転勤が決まった方がいたと。ところが、2月に入って決まったところで、札幌市に保育所の入所申し込みをしたいなと思ったのですけれども、1次調整では間に合わなかったと。結果として2次に回ったのですけれども、やはり決まらず、4月からは認可外保育施設に預けざるを得なかったというような方もいたというお話を聞いたことがあります。

ですから、一概に前倒しをして、早目に選考の期間を設けるのがいいのか、小樽市のように直前までというか、

1 カ月程度の猶予を持ってやるのがいいのか、なかなか利用者のそういった保育所入所の理由ですとか、そういったタイミングによってあるのかなと思いますので、当面は今のスタイルといたしますか、4 月については 1 カ月前倒しで進めていく、それから毎月については、月の手前まで見ていくというようなやり方で進めていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

確かに、おっしゃっていただいたような、転勤に関する申し込みの期間という部分で、そういった事情があるケースも理解はいたしますけれども、実際本市に、逆に転入してくる方も少ない部分もあるのかなとも思いますので、ある程度弾力性を持たせたような受け入れの仕組みというのも御一考いただければと、これは要望させていただきます。

最後に、少し別の観点の質問をさせていただきますけれども、保育を受ける必要性の認定についてというところで、小樽市として 10 項目が挙げられています。その中で、虐待や DV の可能性がある場合ということが書かれていますけれども、内閣府が出した平成 26 年の資料で、保育の必要性の認定についてというものからも、もう国の指針によるものなのだろうというふうには認識しました。

その資料の中に、児童虐待のおそれのあるケース、「DV（配偶者に対する暴力）のおそれのあるケース」といった児童を取り巻く環境等に着目し、保育の必要性が認められるケースについても、事由として追加する。」と書かれています。つまり、DV を受けているであろうケース、児童虐待のおそれのあるケースの方も保育所に入所できることになるというふうに書かれています。

もう少し具体的に、どういうケースが挙げられるのかお示しいただけますでしょうか。また、本市においてもそのような事例というものはあるのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

委員のおっしゃいますとおり、児童虐待防止の観点から保育要件に欠ける場合であっても、入所について願う場合が本市でもございます。例えば具体的な理由、事例について申し上げますと、こども福祉課では児童虐待の対応窓口を担っておりますが、ネグレクトの家庭で、ずっと継続指導をしている家庭がございます。本来であれば、母親は働いていけませんので保育所の要件からは外れるのですけれども、やはり子供の養育環境を整えるという点、また、家の中にひきこもると発育に影響が出るおそれ、また、子供の状況を随時確認しなければならないとか、子供の生活実態も把握しなければならないということで、保育所の入所について願う場合がございます。

具体的に申しますと、小樽市要保護児童対策地域協議会という協議会がございまして、これは警察や児童相談所、医師会、また、保育所、教育委員会などで構成されるネットワークなのですけれども、協議会として、小樽市福祉部長に対して、特別な配慮が必要な児童なので、特例として入所をお願いしますという文書を出して入所をしていただいていると、このような事例はございます。

○高橋（龍）委員

この後、詳しくは厚生常任委員会などでお聞きをしていきます。

○面野委員

◎周産期医療について

それでは、周産期医療についてお伺いさせていただきます。

昨年 7 月、小樽協会病院の分娩の取り扱いが再開されましたけれども、これまでの分娩の取り扱い数についてお示しください。

○（福祉）橋本主幹

分娩の取り扱い件数ですが、昨年 7 月から分娩の再開がなされております。現在、安全な分娩再開を今年度は目

指しておりましたので、分娩については月10件程度に制限して分娩を行っておりますので、年度末の予定としては約60件の分娩を行う予定であると協会病院からは聞いております。

○面野委員

ちなみに、分娩休止前というのは年間どのぐらい取り扱い件数があつたのか把握していますか。

○（福祉）橋本主幹

申しわけございません、直近の数字については押さえてございませんが、昨年の夏に救急隊に対して、周産期の救急研修というのを行っていたのですが、その際に講師の産婦人科医の医師がおっしゃっていたのは、約10年前は、協会病院では500件の分娩を取り扱っていたというお話は何っております。

○面野委員

それでは次に、協会病院に対する補助金に関してお伺いします。まず、分娩休止前の補助金に対する積算根拠についてお示してください。

○（福祉）橋本主幹

分娩休止前の補助金の考え方ですが、協会病院の産婦人科病床のうち産科、妊婦が年間を通してどれだけ病床数を使っていたのかというのを比率で計算いたします。そのうち、1床当たり50万円を掛けた数字と、小児科病床、このうち新生児が入っていた病床数、これを年間通して計算しまして、これについても1床当たり50万円を掛けます。大体以前補助していた金額であれば、年間1,200万円から1,300万円ぐらいを補助しておりました。

○面野委員

それでは、新年度の補助金に対する積算根拠をお示してください。

○（福祉）橋本主幹

新年度の補助についての考え方なのですが、現在、北後志周産期医療協議会というものが設置されておまして、その中の財政支援ワーキンググループ、6市町村で財政支援の考え方を決めていくのですけれども、この中で考え方を統一、決定いたしております。

この中で考え方としては、今後は安定的な周産期医療を維持しなければならないということに着目しまして、出生数とかに着目した補助の考え方であると補助金が減っていくのがはっきりしておりますので、何か安定的な考え方ができないかというところございました。

その中で、国が北海道を通して小樽協会病院に補助を実施しておまして、これは医療提供体制推進事業費補助金という国の補助制度なのですけれども、これに準じた考え方で補助を考えていこうという話し合いになりました。その中で、その補助の考え方というのが新生児集中治療室の病床数をベースに補助を考えております。6市町村としても、その考え方に準じたほうがよいのではないかとということで、NICUと言いますけれども、集中治療室4床を補助のベースに考えましょうということで、6市町村で話をいたしました。

また、1床当たり幾らを補助単価にするのかという部分につきましては、やはりどこの市町村も財政状況が厳しい中、特別交付税で措置される金額をベースに考えるのが一番よいのではないかとということで、1床400万円ということで話がまとまったところです。

ですので、400万円掛ける4床ということで1,600万円、これを新年度以降小樽協会病院に財政支援していくという方向で話がまとまったところがございます。

○面野委員

ちなみに、6市町村を通して、市からになると思うのですが、1,600万円の当初予算が計上されていますけれども、もし把握しているのであれば、例えば国ですとか道からもこういったような財政支援というのは、協会病院に行われているのかというのわかりますか。

○（福祉）橋本主幹

先ほど申しました医療提供体制推進事業費補助金、これは国から道を通して補助しているものでございまして、交付要綱によりますと、同じくNICUの病床数をベースにしておりまして、国の考えとしては1床当たり577万2,000円、これを4床分、それに対して補助率が3分の1となっております。

○面野委員

それでは次に、今後、協会病院へのこういった財政支援等に関して、先ほど市の補助金の積算根拠を伺いましたけれども、こういったような考え方が現状では最終形というような形で考えていますか。

○（福祉）橋本主幹

委員のおっしゃいますとおり、まずはこの6市町村で考えましたこの補助の考え方が、今のところは安定的な周産期医療の維持のために自治体ができる最大限の支援だろうということで補助の内容を固めておりますが、今後もしろいろな情勢が変わった場合には、その協議会または財政支援ワーキングの中で検討していくことになるかと、このように考えております。

○面野委員

ただいまの答弁の中に、財政支援ワーキンググループですとか協議会のお話が出てきましたが、現在その協議会なりワーキンググループの中で、現在の課題ですとか今後の取り組みのようなものを何か協議されているようであればお聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）橋本主幹

まず、協議会の設置の目的としては分娩の再開を最大課題として取り組んできたところでございますので、まずは今のところ協議会としての検討課題というのは特にございませんが、やはり協会病院からの問題としては分娩は再開しましたけれども、平成30年度中は分娩数を制限していたということと、また、助産師の数が足りない、スキルもまだ達していないということで、ハイリスク分娩にも対応していなかったというのが課題として、協議会として認識している内容でございます。

○面野委員

その辺の課題解決に向けた取り組みというのは、何か市も応援できるものがあるものなのか、それとも協会病院の中で解決していかなければいけないものなのか、その辺の今後の取り組みについては、何か協会病院側からの情報というのはありますか。

○（福祉）橋本主幹

協会病院とはよく打ち合わせをやっておりますので、課題については伺っております。やはり一番の課題としては、助産師の問題が課題となっております。その中で当然、病院の努力として助産師の確保を、また、研修の問題とかは努力していただきましたが、市でできることというのはなかなかなかったのですけれども、道にお願いをして、その辺で看護師の派遣事業みたいなものが活用できるかとか、そのような形で道には情報提供をして、道ではいろいろ支援で動いてくれていたようです。

○面野委員

次に、周産期医療に関する事務分掌についてなのですが、これまで協会病院の分娩取り扱い再開に向けた対応というのは子育て支援室で進めてきたと思いますけれども、本来、事務分掌の規定からすると保健所が担うことが適当だというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○（福祉）橋本主幹

事務分掌についてですが、まず経緯からお話しいたしますと、平成27年7月に協会病院の分娩が休止されるということがわかっていた中で、27年6月に福祉部内に子育て支援担当の副参事と主幹が配置されております。それに伴って、分娩再開に向けた関係機関との調整とか協議会の設置、また、どのような支援を協会病院にできるかとい

う支援策の検討を行ってまいりました。

子育て支援室になったときも、こども福祉課長が子育て支援調整担当主幹を兼務する、子育て支援室長が子育て支援調整担当次長を兼務するという形でやってきましたけれども、昨年 7 月に分娩が再開されて、福祉部が担っていたその分娩再開という目標は一定程度達成されたところです。

今後につきましては、周産期医療の安定的な維持という部分になってきますけれども、これについては医療に関する専門的な知識が必要になってくるということと、地域医療計画にもかかわってくることで、新年度以降は、この周産期業務は保健所に移管するというので、今、引き継ぎ業務を始めているところでございます。

○面野委員

子育て支援室の皆様、お疲れさまでした。これからはもとおりの適正な、適当な配置になってスムーズに、また、この小樽市内の子供を産めるまちということで、このまま協会病院の分娩、これを確実に継続していけるように保健所の皆様にも御尽力いただきたいと思います。

次に、札幌連携中枢都市圏でのこの取り組みについてなのですが、三次救急医療等の提供というこの連携事業の中で、市立札幌病院における高度な周産期医療に触れております。その中には、ハイリスク分娩件数などが資料に示されているのですが、この連携中枢都市圏での周産期医療に関する連携については、現在どのような状況になっていますか。

○（保健所）次長

周産期医療に関する札幌連携中枢都市圏での取り組みについてでございますけれども、道央圏で唯一、総合周産期母子医療センターの指定を受けている市立札幌病院からの高度な医療サービスの提供につきましては、小樽市におきましても、リスクの高い分娩がある場合については、その対応について市内の医療機関と市立札幌病院が医療連携を行って対応しているところでございます。ただ、これはあくまでも医療機関の中での連携ということでありますので、これが札幌市と小樽市などの圏域内の市町村との連携というふうになってまいりますと、余り進んでいないというのが現状でございます。

今年度に限って申しますと、小樽市内の産科医療機関の医師から小樽市保健所に、こういった広域連携のあり方の例について情報提供をいただいたりですとか、小樽市保健所と札幌市保健所の事務レベルの中で、どういった連携ができるかということを話し合っているにとどまっているところでございますので、今後どのようなことができるかにつきましては、圏域内の市町村とも協議しながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○面野委員

札幌連携中枢都市圏での取り組みというのは、周産期に限らずいろいろな分野での連携が期待されるものであります。やはり、病院の医師からもお尋ねがあったということなのですが、今後、広域連携のあり方ですとか、知識的なものの向上であったり、講習会の開催などというようなことが考えられるのかというふうには思っていますけれども、引き続きこの連携については続けて、有意義なものにしていただきたいなというふうに思っています。

◎幼児教育について

次に、幼児教育についてお伺いします。

まず、児童福祉費、保育所費についてですけれども、市立保育所費は、私が調べた限り、平成 29 年度から予算額の推移については減少傾向にあるという見解を持っています。一方で児童措置費の中の私立保育所委託費、私立幼稚園、認定こども園への負担金は増加傾向にあったのですが、この両者の費用の予算積算方法と、児童措置費が増加傾向にある要因をお示しください。

○（福祉）こども育成課長

児童福祉費の予算の積算方法についてですけれども、まず、市立保育所費につきましては、5カ所あります市立

保育所の児童の措置のために必要なものを買ったりですとか、市立保育所での保育に必要な部分の経費で予算を積算しております。

それから、児童措置費につきましては、これは私立の施設に対しての負担金という形になっておりますが、負担金の積算方法としましては、まず、国で公定価格としまして、いわゆる保育単価というものが設定されまして、それに各施設の児童数を乗じたものを毎月払う負担金になっておりますけれども、その公定価格が毎年増額改定されております。

そのほか、平成30年度から31年度にかけては、今までの幼稚園が新制度幼稚園に移行したりですとか、幼稚園だったものが認定こども園に移行したりといったような施設がふえておりますので、個々の児童措置費での負担金がふえたということになっております。

○面野委員

さまざま要因を今2点、3点ほどお答えいただきましたが、施設数の増加ということになると、やはりそれなりの保育士の確保も必要不可欠になると思うのですけれども、この私立の施設での保育士の確保策というのは、どういったようなことをされているのかは把握されておりますか。

○（福祉）こども育成課長

保育士の確保策として、何か特別な策を講じているということは具体的にはお聞きはしていませんけれども、基本的に各施設とも設置基準の中で職員の数ですとか、そういったものが定められておまして、それが満たされないと認可されないということでもありますので、いろいろな手を尽くして保育士を確保しながら認可を受けているものというふうに考えております。

○面野委員

私立の人材確保の方法をもう少し視野に入れていただいて、ただ、それが公立の保育士の確保につながるかは少しわからない部分はあると思うのですけれども、その辺の情報収集もお願いしたいと思います。

次に市立施設の保育所の運営と私立運営の違い、例えば保育料が違うですとか預かり時間が違うなど、その違いなどが公立と民間でもしあれば違いをお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

市立と私立の運営上の違いということですが、まず、保育料につきましては認可保育所、認定こども園とも市で保育料を定めておりますので、そこは市立、私立で違いはございません。

それから、預かり時間につきましては、これは市立、私立という違いではなくて施設ごとということにはなるのかと思うのですが、開所の時間、始まりの時間ですとか、それから、終わりの時間はおおむね18時までになっているのですけれども、施設によっては、それ以降1時間延長保育をやったりというような施設もございますので、そういうような違いが若干あるかというふうに思っております。

○面野委員

それでは、現在の傾向として私立が増加傾向にある中で、また、市立は減少傾向にあるのですけれども、こういった傾向にある中で懸念事項というものはあるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

予算上の増加傾向、減少傾向ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

市立保育所が減少傾向ということではあるのですけれども、毎年度いろいろな見直しをしながら、5カ所での保育というものを継続している状況でございます。また、私立で増加傾向という部分は、先ほども申し上げましたとおり毎年のように新制度への移行ですとか認定こども園への移行ということがありますので、そういった意味では私立に措置する負担金の増、予算の増、まさに予算の増が懸念事項といえば懸念事項と考えております。

○面野委員

次に、10月からの幼児教育無償化についてなのですが、本会議から、本日も質問が出ていましたが、重複する部分もあるので、1からお聞きしたいと思います。

まず、この10月からの幼児教育無償化の制度について、概要を御説明ください。

○（福祉）こども育成課長

10月から予定されております幼児教育無償化の概要について御説明いたします。まず、対象者ですとか対象の範囲ですけれども、幼稚園、保育所、認定こども園等に通われる子供が3歳から5歳の子供であれば、その子供の保育料は完全に無料化されます。

それから、幼稚園、保育所、認定こども園に通われるゼロ歳から2歳の子供につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。それから、そういった施設のほかに、幼稚園の預かり保育につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合は、幼稚園の利用に加えて預かり保育についても月額1万1,300円までの範囲で無償化するとされております。

それから、認可外保育施設等も無償化の対象となっております。認可外保育施設、いわゆる認可外保育所のほか、一時預かり事業ですとか病児保育事業、それからファミリーサポートセンター事業も対象となりまして、3歳から5歳までで保育の必要性の認定を受けた子供につきましては、これは全国の認可保育所の平均月額の3万7,000円までの利用料が無償化されるというふうになっております。この部分は、認可外保育施設等につきましては保育施設のほか、そういった一時預かりですとかファミリーサポートセンター事業、全て複数サービスを利用した場合も、この3.7万円、月額3万7,000円の範囲で無償化されるというふうになっております。こういう認可外保育施設等につきましては、ゼロ歳から2歳までにつきましても、先ほどの保育所等と同じように住民税非課税世帯の子供たちを対象としまして、こちらは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

それから、無償化に係る財源につきましては、負担割合としまして国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1の負担となっております。公立施設につきましては市町村が10分の10というふうになっております。それらの財政措置につきましては、初年度の平成31年10月から翌年3月までの費用につきましては市町村の負担部分はなく、全額国の特例の交付金で負担されることになっております。

○面野委員

それでは次に、全国的にこういった制度が開始されるということなのですが、各自治体に委ねられるポイントといたしまし、その余白の部分というのはあるのでしょうか。それとも、本当にかっちり、もう国の制度を完全に準用してというような、そういった制度になっているのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

基本的には、国から示される事業の内容に沿って市としては無償化に対応していきたいと思っております。ただ現時点で、先ほど申し上げました認可外保育施設につきましては、都道府県で指導監督基準というのを持ちまして、それを満たす施設が認可外保育施設としての認定を受けているわけなのですが、そういった、どの施設がきちんとした認可保育施設なのかという認定の基準の部分につきましては、今、国では市町村で条例化して、そういった認可保育施設の基準を定めるようなことを少し検討しているというような話が聞こえてきております。

それから、先ほど少し触れなかったのですが、給食費の取り扱いについて、まだ具体的な金額ですとか保護者からの徴収方法については示されておりませんが、これもまだ国ではっきり示してくれるのか、それとも市町村で何か検討しなければならない部分があるのか、それは今の時点ではわかりませんので、そのあたりはしっかりと少し気をつけて注視していきたいなと思っております。

○面野委員

それでは次に、実際に、対象年齢で幼児教育を受けていない幼児の数などは把握されているのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

申しわけありません。現時点での、幼児教育を受けていない幼児の数の把握等は行っておりません。

○面野委員

というのは、今の質問なのですが、やはり無償化に伴って、現在幼児教育を受けていない子供の入所希望が、潜在的になのですけれども、受けていない子供がもしかするとこの制度を利用して、入所希望が殺到するのかなという思いも少しあったものですから質問をさせていただいたのですけれども、数を把握していないと。

10月までに、入所希望の意識調査などというのを実施するような考えはありますか。

○（福祉）こども育成課長

無償化に伴う入所希望の意識調査等につきましては、現時点では何か特別な場面を設けるといふふうには考えておりませんが、毎月の入所申し込みの中で、そういった保護者の意向とかは把握していきたいというふうには考えております。

○面野委員

現在、日々の職務の中でそういったような、保護者の方とかと話し合いをされる機会はあると思うのですが、実際に今のイメージというか、捉えとして、入所希望の倍率が高くなるというような可能性は余り持っていないという認識でよろしいですか。

○（福祉）こども育成課長

数々の報道ですとか、それから今の国会でいろいろな法案が審議されていて、それが実際に成立しましたというようなニュースが流れると、どういった内容なのだろうというふうに思われる方々が多分いらっしゃると思います。それから、今の無償化の内容は、保育料が3歳以上については全くかからなくなるということですので、もし仮に何か、幼稚園ですとか保育所を使いたいなどと思っている方でも、その負担金、保育料の負担が少しネックといたしますか、そこで検討されている方については当然、無償化になれば、では申し込んでみようかというような話もあるかとは思いますが、そういった部分は、若干の可能性については感じております。

○面野委員

あふれて施設が間に合わない、保育士が間に合わないなどというような結果にならないように対応をしていただきたいと思うのです。

それでは、現在の入所待ちの人数というのはどのようになっていますか。

○（福祉）こども育成課長

3月1日現在の入所待ちということで、認可保育所と認定こども園の保育所部分での人数を申し上げますと、102名おります。

○面野委員

先ほど高橋龍委員の質問でも少し触れられていましたけれども、やはり新年度の直近、3月というのは入所待ちの方も多し、新年度になればそれだけ入園できる方も多と思うのですが、昨年同時期の入所待ちの人数と4月1日の入所待ちの人数をお示しください。

○（福祉）こども育成課長

平成30年3月1日現在の入所待ち児童は55人でありました。翌4月1日の入所待ち児童数は17人でありました。

○面野委員

単純計算ですけれども、38名ぐらいが入所できたというような感じになるのですか。ことし3月1日の時点で102名というのは、今は昨年の話しか聞いていませんが、近年ではやはり多いというような認識なのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

やはり、多いという認識であります。

○面野委員

本制度の10月からの幼児教育無償化は先ほど御説明いただきましたが、無償化の対象のゼロ歳から2歳に関しては一部無償化にはなるけれども、3歳から5歳児は基本的には全ての子供が無償で幼児教育を受けられるというような御説明がありました。

やはりそのあたり、先ほど概要をお示ししていただいたときも、多分言葉ですとか、事務分掌で書かれても、なかなかわかりづらいのかなというところがあるものですから、先ほどの高橋龍委員の情報発信の仕方にもかんてく部分だと思えるのですが、今回のこの10月の制度に関して、間違った制度内容を把握されないように心がけていただきたいと思うのですが、この制度に対する周知ですとか情報発信というのはどのようなお考えがありますか、お示してください。

○（福祉）こども育成課長

無償化制度の周知につきまして、まず、国の法案が成立した後は、その内容についてきちんと吟味をして、先ほど申し上げましたとおり、まだ少し未確定な取り扱いの部分もありますので、そういった部分もある程度明確になった時点で、市のホームページもそうですし、場合によっては広報誌などでも概要について説明をして、よりわかりやすい説明に努めたいというふうに考えております。

○面野委員

先ほど高橋龍委員からも、いろいろと提言さしあげていたようなのですが、若い世代の方にアプローチするには、いろいろ今はツールもふえていますので、その辺の研究も進めていただいて、なるだけわかりやすく、また、正確な情報を提供できるように考えていただきたいと思います。

それから最後に、今回、国の制度によって、この幼児教育の一部無償化が進められているということで理解しているのですが、国としても、やはり保育士の不足や施設の確保などというのも多分課題として受けとめていると思うのですが、この10月から制度を開始するに当たって、国からはその辺の施設面ですとか、保育士面での措置などというのはどのように考えられているのか、何か指針などがあれば御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

無償化に伴って国で進めております施設数の確保ですとか、保育士の確保に対する措置ということなのですが、指針というのは今持っておりませんが、具体的に保育所ですとか認定こども園の施設整備に対する保育所等整備交付金ですとか、それから保育士の確保につきましては、潜在保育士再就職支援事業としまして、保育所等で潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際の研修費用の補助を行ったりですとか、それから、保育士修学資金貸付等制度とあって、養成学校に通う学生に修学資金の一部を貸し付けて、それから保育士になって実務を5年経験した後は返還が免除されますよみたいな、それぞれ施設、保育士の確保に向けた補助なり交付金の事業を用意しているということでありました。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎子どもの学習・生活支援事業について

先ほども質問に出ていましたけれども、子どもの学習・生活支援事業費の生活サポートセンター分142万3,000円と、こども福祉課分284万6,000円について、改めましてそれぞれの事業内容と事業形態、予算内訳について説明してください。

○（福祉）こども福祉課長

まず、事業の内容、形態につきましては、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、また、生活困窮世帯に属する中学校1年生から3年生を対象に、週1回、2時間程度学習支援を行います。また、その学習支援を行う事業者につきましては、学習塾を営んでいる事業者に委託を予定しておりまして、現在、公募型のプロポーザルを実施しているところです。

また、学習支援のほかに児童・保護者に対して面談を行っていただきまして、困り事、また、どういう情報が不足しているのか、このようなものを聞き取りしていただきまして、市から情報提供をしていくと。使える制度があれば、アウトリーチで市の制度につないでいくと、このような事業を考えてございます。

また、事業につきましては、事業費は生活サポートセンター分、こども福祉課分というふうに分けておりますが、事業としては一体で実施することを考えております。

事業費の総額としましては426万9,000円、これを見込み児童数、児童扶養手当の受給児童20名、生活困窮児童10名という見込みの中で2対1に案分しまして、それぞれ、こども福祉課分といたしまして284万6,000円、生活サポートセンター分として142万3,000円というふうに案分しております。また、その事業費の内訳といたしましては、426万9,000円の内訳で申しますと、そのうち事業者への委託料が425万1,000円、また、さまざまな消耗品費、通信費、これが1万8,000円という形で事業を積算してございます。

（「事業の形態としては」と呼ぶ者あり）

形態といたしましては、この学習支援事業を訪問型と申しまして、家庭に赴いて学習支援をする方法と、1カ所に子供に集まっていたり行く集合型というのがございますが、現在考えているのは集合型で、子供に集まっていたり学習支援を実施するという形で考えてございます。

○秋元委員

そうなのです。私の調べたところでは事業形態は一応3種類ありまして、集合型、訪問型、拠点型というふうに分かれています。拠点と集合型というのはほぼ同じようなものなのでしょうけれども、他市の状況を見ますと拠点型ということで、各地域に何カ所か拠点を設けてやるような方法もあったのですが、一応、拠点型イコール集合型というような考え方でよろしいでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

我々としていたしましては、拠点型と集合型は同じものだという認識で事業を考えてございました。

○秋元委員

それで、議案説明の際にいただいた資料の主要事業の中で、今二つの事業を説明いただいたのですが、その事業内容ということで、この二つの事業は生活困窮世帯などの子供への学習支援と捉えていいでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

事業のつくりといたしましては、子供の学習支援と福祉施策ですので、困り事相談、生活の相談を受けるという事業が一体となって実施する形となっております。

○秋元委員

それで、これも先ほど話が出ておりましたけれども、ひとり親家庭と生活保護世帯、生活困窮世帯の対象人数をもう一度お聞かせいただけますか。

○（福祉）こども福祉課長

児童扶養手当を受給している世帯、児童数につきましては470名となっております。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護受給者の対象者は、中学校 1 年生から 3 年生までで、今在学している生徒は 120 名ということになっております。

○（福祉）生活サポートセンター所長

生活困窮の部分でいきますと、あくまでたるさばに相談に来ていただいた方というのが対象になりますので、現時点で世帯数、人数は把握できないという状況にあります。

○秋元委員

それで、今、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯というふうに人数を伺いました。生活困窮世帯については正確な数は把握できないということなのですが、例えばひとり親家庭というのは、生活保護世帯と生活困窮世帯に重複するというふうに思うのです。ということを考えれば、一度、人数の精査をされたほうがいいのかというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

委員のおっしゃいますとおり、当然、児童扶養手当を受けて生活保護も受けている家庭というのはございますので、4 月の事業実施に当たりましては、きちんと数字を整理して事業を開始したいというふうに考えております。

○秋元委員

それで、この事業の目的の一つであります、生活困窮世帯などの子供への学習支援と困り事相談ということで、生活困窮世帯の生徒に対しては、先ほど生活サポートセンター所長からもありましたけれども、一番数が把握しにくいということから言えば、その方々たちの世帯へのアプローチというのは何か考えていることはありますでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

先ほど申し上げましたとおり、対象となるのがあくまで生活相談に来られた方になりますので、現時点で何か特別に、積極的に周知ということではないと思っておりますけれども、こういう事業があるということは周知していく必要があるというふうに思っていますので、生活相談に来られた方以外に対してどのように周知できるかは、少し考えていかなければならないなというふうには思っております。

○秋元委員

ぜひ、少しいろいろと議論をしていただきたいなというふうに思います。

それで、今それぞれの人数を伺いましたけれども、この対象者の中には当然、障害を持った生徒ですとか、現在不登校の生徒も含まれるという考えでよろしいでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

委員のおっしゃるとおり、先ほど申しました児童扶養手当とか生活保護を受けている対象児童であれば、障害を持っていても、また、不登校であっても支援の対象になると考えております。

○秋元委員

他都市では障害を持った子供ですとか、不登校の子供に対応をされているような自治体もあるのですけれども、現段階で小樽市として、もし障害を持った子供ですとか不登校の子供が今回の事業の対象になった場合にはどのような対応をされるのかというような、何か具体的な考え方というのはあるのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

まだ具体的な部分というところまでは検討は進んでいないのですが、例えば不登校の生徒であれば、教育委員会とは話をしておりますので、まず、登校支援室に行っていただいて、少し集団生活になれていただくと。それでなれていただいて、人と接することができるかといいますか、外に出られるようになった時点でこちらと連携をとって、学習支援事業につないでもらうというような話は、今、教育委員会とはしているところでございます。

○秋元委員

それで、先ほど事業の形態を伺って、集合型というお話だったのですが、集合型にした理由と集合型のメリットというのはどのように捉えていますか。

○（福祉）こども福祉課長

まずは新規事業として、市として学習支援を行いたいということで、まず第一歩として、集合型が事業費も含めて事業化しやすかったという部分はございます。ただ、先ほど答弁いたしましたとおり、訪問型という選択肢もございますので、まずは事業を開始した後に、その事業開設場所が1カ所でいいのか2カ所でいいのかとか、派遣型がいいのか集合型がいいのか、この複合型がいいのか、このようなものを含めて、今後、よりよい事業になるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○秋元委員

これもやはり他都市の例ですが、もう数年前から事業を実施している地域では、訪問型と集合型を併用して事業を行っているところがありまして、まず訪問型から始められる子供の中にはやはり不登校の子供がいて、事業を続けていく中で集合型の事業にも参加できるようになったというようなお話もありましたので、将来的に訪問型と集合型、私はいろいろな地域に何カ所かあれば通いやすくなるのかなというような考えもありますが、ぜひ、今もお話がありましたけれども、平成32年度以降にいろいろと考えていただいて、小樽市らしい取り組みをしていただきたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

まずは、今回初めての事業ということで、この対象になる方へのこの事業の周知なのですが、これについて改めて伺いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

まず、ひとり親に対する周知ですが、4月に児童扶養手当の証書を一齐に御家庭に送付いたします。その際に、新たにこのような事業を開始したということと、参加してくださいというお手紙と一緒に送付することを考えておりまして、そのためには早く契約しなければなりませんので、現在プロポーザルを実施しているところでございます。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護受給者の世帯に対しましては、それぞれ担当のケースワーカーというのがおりますので、年度当初といえますか、議会が終了した後にでもリーフレット等によって各担当が家庭訪問し、そこで学習支援事業があるというような話を個別にさせていただきたいと思っております。

○（福祉）生活サポートセンター所長

生活困窮の部分に関しましては、先ほども申し上げましたが、あくまで相談に来られた方、たるさばに来られた方が対象で、自立支援事業の対象になる方ということになるかと思っておりますけれども、その場合にはよく事情をお聞きした上で、対象となる子供がいるかどうかをしっかりと把握した上で、こういった事業もあるということを丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

ちなみになのですが、その対象となる家庭ですとかお宅に事業の説明をする際に、手紙ですとかチラシを持って説明するときの、そのお手紙ですとかチラシの予算というのは今回のこの中には含まれているのですか。

○（福祉）こども福祉課長

自前で印刷することを想定しておりまして、消耗品の中に含まれております。

○秋元委員

それで、生活サポートセンター分の対象者10名、また、こども福祉課分、この事業の対象者は20名とのことなのですが、新しい事業ですので、まず募集をして、応募してくる方がいらっしやると思うのですが、応募して

きた方々の人選の方法と申しますか選考の基準と申しますか、その辺をお聞かせいただきたいのと、対象者の保護者ですとか当事者の方の訴求力というのでしょうか、関心ですとか興味を持っていただくための工夫というのか、そういうものは考えていらっしゃいますか。

○（福祉）こども福祉課長

まず、生徒の選考の部分なのですけれども、まず実際に事業をやってみないと何人来るかわからないという中で30名を見込んで、事業を今積算してございますが、基本的には来られた生徒についてはなるべく断らないで受けていきたいというふうに考えています。

今お話を伺っている事業者につきましては、50名程度までであれば事業費はこのままでも講師をふやして対応できるという話を伺っておりますので、まず50人をつきの目安にして、基本的には断らない方向で受け付けをしていきたいと。ただ、これがまた100名、200名になれば考えていかなければならないのですけれども、まずは断らない方向で考えていきたいと考えております。

また、周知の方法、パンフレット等なのですけれども、やはり字面だけで手紙を出してもなかなか読まない保護者も多いものですから、なるべくわかりやすいイラストなども使いながら、来くなるようなパンフレットについて検討していきたいと。これについては、より効果的な周知のパンフレットについて考えてくれるように、プロポーザルの条件にも加えておりますので、事業者から効果的な提案があるのではないかと申すように考えております。

○秋元委員

そうなのです、既にこの事業を実施されている自治体では、やはり文字だけの事業の周知だけでは限られた数だったのが、生徒にも興味を持ってほしいということで、実は漫画の小冊子をつくって配布したら、非常に応募する数がふえたという自治体もありました。やはり、字だけだとなかなか関心も持っていただけないというふうに考えれば、先ほど答弁いただいたようにプロポーザルの中でいろいろと、いい提案をぜひ選んでいただきたいというのが一つと。

あとは、一つ今指摘されているのが、特に生活困窮世帯の保護者ですとか生徒の中には、学ぶことへの諦めですか、うちは関係ないと思っっている方がいらっしゃるというような指摘をされておりますが、こういう問題に対して、確かに事業の周知は重要なのですけれども、どうやって理解していただくのかというのが非常に重要になってくると思うのですが、それが対応し切れるのかということが申すのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

なかなか今、その学習意欲がない子供にぜひ、何とか来てもらうという手だてについて、なかなか難しい部分はあるのですけれども、福祉施策ですが、やはり福祉部単独ではなくて、教育委員会とも連携しながら粘り強く紹介していくと申すか、来ていただけるように努力していきたいと考えております。

○秋元委員

それで、応募してきた生徒の中の、実際に選ばれる方々の学力の差、これについてはどのように考慮と申すか、配慮というの申すはされるお考えですか。

○（福祉）こども福祉課長

まず、この事業の組み立てなのですけれども、基本的には生徒5人に対して学習支援員が1名つくということで、少人数制の学習支援で考えております。ですので、30名に6名の指導員がそれぞれの学力に応じて指導をしていくということなので、多少のばらつきはあるかもしれませんが、それなりの学力が集まった生徒のグループの中で個別指導をしていけるというふうに考えております。

○秋元委員

それで、今回の事業の対象者が30名ということなのですけれども、この30名の子供というのは単年度だけの対象となるのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

生徒につきましては、今行っているプロポーザルの契約もそうなのですが、やはり学習支援もそうですし、生活支援という部分で子供との信頼関係というのが大事になってくると考えておりますので、事業自体も複数年度の契約にしていきたいというふうに考えておりますし、生徒についても、1度来ていた生徒は卒業するまで支援を続けていきたいと考えております。

○秋元委員

それで今回、中学1年生でこの事業に参加された子供については卒業するまでと。また、3年生は単年度かもしれないかもしれませんが、とにかく卒業されるまでは対象だということですね。

先ほどもお話がありましたけれども、市の担当者事業者との連携についてどのように考えているのか。また、教育委員会との連携は、どの程度の頻度で連携されていくというような考えはありますか。

○（福祉）こども福祉課長

まず、事業者との連携についてですが、ほかの自治体を調査しますと毎週その事業者との会議をやっているところもあれば、月1回というところもいろいろありますけれども、市としては、最低1カ月に1回はやはり事業者との情報交換、まず、子供の生活の実態を聞いて情報収集に努めたいと。その中で教育委員会と連携する事案があったら、随時教育委員会に情報提供しながら、会議を開いて情報共有してまいりたいと考えております。

○秋元委員

それで実際に事業が始まりまして、集合型ということなので、どこかの場所に来ていただくというふうになれば、当然中心部に住んでいる子供だけではないですから、例えば極端な話、銭函ですとか蘭島からとなると、当然交通費が発生してくるわけです。

今回の事業の目的は生活困窮世帯の方が対象なので、交通費、その辺については非常に負担になるのではないかとこのように考えているのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○（福祉）こども福祉課長

確かに委員のおっしゃいますとおり、交通費という部分は負担になるとは考えております。まず、我々として考えたのが、子供が通いやすい環境を整えるということで、土曜日の午後を実施しようということが一つです。

あと、交通費の部分についてはなかなか、送迎も含めて予算化は考えていなかったのですけれども、今年度実際に実施してみて、当然アンケートは行いますので、通うのが大変だという声がありましたら、設置箇所の増設も含めて考えていきたいと考えております。

○秋元委員

非常に重要な部分でありまして、やはり生活困窮の連鎖といいますか、そういうものをしないようにというのは、国はもちろんですけれども、小樽市としてもそういう考えはあるというふうに思うのです。

やはり今言ったように、そもそもこの事業に行ってみたくいけれども、バス代がかかるのであれば行けないというふうに足どめになってしまうような、敬遠するような理由にもなってくるのであれば、やはり他都市でもやられている送迎ですとか、そういうことも考えていかなければならないのではないかとこのように思うのですが、もう一度今の話を受けて答弁いただけますか。

○（福祉）こども福祉課長

平成31年度に事業を実施して、さまざまな問題点が当然これから出てくると思いますので、その辺を踏まえまして、よりよい事業になるように、32年度に向けて引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

○秋元委員

それでは、今回は実施主体が分かれています、生活サポートセンター分の予算142万3,000円のうち71万1,000円が国庫補助金で、こども福祉課分の284万6,000円のうち213万4,000円が道の補助金なのです。事業の効率化という観

点からすれば、実施主体を一本化することによって、例えば人件費ですとか事務費が抑えられるのではないかというの一般的に考えられる部分なのですが、その辺、先ほど、実際は一つの事業だというお話がありましたが、その辺を一つの事業とできなかった理由と、道の補助金と国庫補助金のこの補助率というのを聞かせたいのと、もう一つ、今回その二つの事業、生活サポートセンター分と子ども福祉課分の市の単費の支出の金額が71万2,000円と、両方になっているのですけれども、これはどのような理由からなのかお知らせください。

○（福祉）子ども福祉課長

まず、事業を一つとして予算計上できなかったかという部分なのですが、委員が今おっしゃいましたとおり、生活困窮部分については国の補助、ひとり親については道の補助という形で、それぞれの補助メニューが違いますので、やはり最終的に精算行為というのが発生しますので、そのためには予算を分けておいたほうが精算しやすいという部分の考えで、それぞれ案分して予算を計上したところでございます。また、補助率につきましては、生活困窮者の補助につきましては事業費の2分の1が国庫補助金となっております。ひとり親に関して申しますと、これは事業費の4分の3が道の補助金として歳入されます。

一般財源が71万2,000円、同額になってしまったのですが、これは偶然と申しますか、事業費用を1対2で分けて補助率を掛けたら、それぞれ71万2,000円になったという、結果としてなってしまったという部分でございます。

○秋元委員

単純に考えると、事業の効率化ができないのかという発想の上でお話ししましたけれども、理由はわかりました。

今回の事業を行うに当たって、他都市の自治体、参考にした自治体などがあればお知らせいただいて、簡単にその事業内容を、どのような状況で、何を参考にされたのかお聞かせいただけますか。

○（福祉）子ども福祉課長

この事業は、最初に検討するに当たりまして道内の状況を調べました。札幌市であればNPO法人に委託したりとか、また、ひとり親の会に委託したりとか、学生のボランティアを使ったりとか、自治体でさまざまやり方はあったのですが、本市としましては、やはり学習・学力の向上が一つの大きなポイントだろうということで、学習塾を経営している事業者に委託することを前提に、今、事業の設計を行っております。

この中で、学習塾を経営している事業者に委託している自治体が、十勝総合振興局で同じ形でやっておりましたので、この形を参考にして事業を設計したところでございます。

○秋元委員

十勝を参考にしたということで、ほかの自治体でもたくさんやっているところはあるのですが、その辺の自治体で、なぜ十勝の事業を、小樽市として似たような事業を取り入れたという、そういうふう選ばれた理由というのはどういうところでしょうか。

○（福祉）子ども福祉課長

先ほど少し答弁させていただきましたけれども、学習支援の部分と、あと、例えばひきこもりとかに対応するような、生活支援の機能も持っている学習塾経営事業者というのがなかなか全道でもなくて、その中で、ちょうど小樽市に拠点があって、そのような個別指導もやっていて、相談機能も持っている事業者が小樽市にありまして、そこがもともと十勝でも同じような形でやっているのですということで、その情報を得まして、そのやり方を聞きながら市も設計したところでございます。

○秋元委員

だけれども、かなり限られた事業者の方の話なのかなというふうに思うのです。ほかに例えば、道内ですとか全国的にも同じような事業をやられている、例えばプロポーザルで入札を行いますけれども、ほかに参加される事業者の方というのは、その状況はどうなのでしょう。

○（福祉）こども福祉課長

まず、この予算を検討するに当たって、今話を聞いている事業者のほかにも、市内にある大手の学習塾にもいろいろ話を聞きに伺っておりました。その中で、例えば学校に講師を派遣とかまでは可能なのですけれども、やはり生活支援とか相談に応じるとかというのは、やはり大手のよくその辺にある学習塾では対応できないということでお断りされたものですから、今、事業を聞いている事業者をベースに考えたところです。

○秋元委員

最後に、生活困窮世帯を対象に事業を実施している自治体によりますと、実際、その生活困窮世帯ということで、この学習支援とともに居場所としての機能が必要だというふうに言われている自治体が多くあるのです。今後、小樽市として、今回は学習支援を進めていきますが、多くの自治体が実際に学習支援をしていったところ、居場所としての機能が必要だと言われていることから、多分、小樽市においても同じような考え方になっていくのではないかとこのように思いますけれども、この居場所としての機能について、小樽市としてどのような考えをお持ちなのかを聞いて、私は終わります。

○（福祉）こども福祉課長

貧困対策の柱は幾つかございますが、学習支援、また、今回同じく行います生活支援、これのほかに子供の孤食の問題も含めまして、居場所づくりも一体的に進めなさいというふうに国からは言われております。本市としても居場所づくりというのは非常に重要な事業であるとは考えておまして、今後、関係部署等を含めまして、どのような形で居場所づくりを設置していけるのか、前向きに検討していきたいと考えております。

○齊藤委員

◎地域自殺対策緊急強化推進事業について

3月には自殺対策の強化月間ということでもありますので、平成31年度予算に25万円の予算がつけられている地域自殺対策緊急強化推進事業について伺いたいと思います。

小樽市自殺対策計画に基づいているということですので、その計画を参照しながら伺っていききたいと思います。地域のネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、それから市民への周知・啓発、そういった対策を推進するということなわけですけれども、保健所としての25万円の具体的な金額の内訳をお示しいただきたいと思います。

○（保健所）宇田川主幹

平成31年度の予算の内訳についてのお尋ねかと思いますが、まず、相談に当たる方に対する講習会でありまして、それからゲートキーパーの講座を開くための講師謝礼に、25万円のうち12万8,000円を計上していますことと、それから、啓発ですとかにかかるといろいろな消耗品費、こうしたものに3万8,000円を計上しているところです。それから、講習会の御案内でありますとかに通信運搬費がかかりますので、役務費としまして5万9,000円、それから講習会を開くための会場使用料などにつきましては2万5,000円ということで、内訳としてはこのようになっております。

○齊藤委員

自殺対策計画というのが今、素案が示されているところですが、目標が国レベルでいけば平成27年の自殺死亡率18.5から30%以上を下げるということで、自殺死亡率を13.0以下にするというのが目標なのですが、本市においてこの計画では25年から27年の自殺死亡率の平均値18.1という、この3年の平均の18.1から15%以上を下げると。計画年度も新元号4年度までということで、目標の平均値を15.3以下にするということなのですが、これはなかなか楽な数値目標とは言えないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）宇田川主幹

まず、国では約10年間をかけて30%以上減少させるということで目標を掲げているのですが、本市の自殺対策計画につきましては、平成31年度から4年間、小樽市健康増進計画の周期に合わせての計画期間としておりまして、実施期間もまず短いことから、国の目標値の30%の約半分ぐらいを減少させることができたということに一応設定したものでありまして、31年度より各施策に取り組んでいきたいと思っております。

○齊藤委員

なかなか厳しいと思いますけれども、五つの基本施策というのが計画にあって、それに沿って何点か伺いたいと思います。

まず、今回、協議会を設置すると。まず、協議会の開催頻度等をお聞きしたいのと、これはいわゆる協議会だけを年1回ぐらい開くのでは、本当のP D C Aのサイクルが回らないのではないかと。分科会といいますか、より専門的かつ実務的な下部組織みたいなものが、中で実動部隊が動かないと、協議会だけつくって年1回開けば何か物事が進むということにならないと思うのです。いわゆる庁内の推進会議というものがP D C Aを回す役になるかという、それはまた筋が違うことだと思うので、そういった分科会のようなものをどうしても設けるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）宇田川主幹

現在のところ、市の各関係部署にお集まりいただきます小樽市自殺対策推進会議と、それから、計画の後ろにもあるのですが、医療ですとか労働ですとか、もちろん市民の方も入った小樽市自殺対策協議会、こういったものをつくりまして、それぞれ年に1回の会議といいますか、集まりを開かせていただきまして、その中でそれぞれの取り組みなどの報告や協議を行いまして、そこでいろいろな対策の進み方というか、そういったものをチェックしながら対策を進めてまいりたいと思っております。

○齊藤委員

次に、相談援助技術専門研修会という、これは結構、今回の目玉だと思うのですが、その基本施策の地域におけるネットワークの強化とか、自殺対策を支える人材の育成とか、啓発と周知、基本施策の中の三つの分野にかかわっている非常に大事な部分なのですが、具体的に、その研修会はどのような機関の担当者を対象として研修をするのか。何名ぐらいの対象者を想定しているのか。講師としてどのような方がなるのか。また、その研修の内容、それから開催の箇所数だとか頻度だとか、その対象者によって当然内容もいろいろ工夫して変えられるのでしょうか、そういった内容について一通り御説明いただきたいと思います。

○（保健所）宇田川主幹

相談援助技術専門研修会は、既に平成23年度から開始しているものなのですが、これにつきましては引き続き開催していきたいと考えているのですが、これまでも実際にどのような方々に御案内しているかと申し上げますと、例えばいろいろな相談をお受けするケアマネジャーでありますとか相談支援事業所の方、それから医療機関でありましたり、学校関係者、警察の方など、いろいろな方々に御案内をしているところです。

それで、内容といたしましては、いろいろな機関と職種の方がいらっしゃるということから、研修会の中身といたしましては、例えば自殺に関連する医療の内容でありますとか、御家族への支援のような内容、それからそういう相談があったときにどのように状況を分析するのか、アセスメントするのかといったような内容でありましたり、あるいは高齢者の自殺についての研修会であったりということで、これまでもいろいろな内容で検討しながら進めてきております。

引き続き、新年度から行う研修会につきましても、これまで行ってきた内容なども踏まえつつ、今具体的にこういったものというのは決まっておりますけれども、さまざまな領域の方がいらっしゃるということで、そういった中身は検討していきたいと思っております。

これまででは、実際に参加していただいている機関といたしましては少しずつ、例えば23年度、24年度で見ますと20機関から30機関ぐらいの方で、大体いつも70名前後ぐらいの参加があるのですけれども、ここ3年度ぐらいで見ますと40機関から50機関、このぐらいの機関の方が参加してくださるようになりまして、参加人数はテーマによっても異なりますが、70名から多いときで90名台、このぐらいの御参加をいただいております。

○齊藤委員

今のは専門研修会ですけれども、ゲートキーパーの養成というのも今回非常に大事な部分なのですが、このゲートキーパーというのはどういう人たちとか、どういう分野の人を想定しているのか。前に理容美容の組合の協力というのもあったのですが、どういう人たちを何人ぐらい実際に養成するのか、それと、それにかかる経費はどのぐらい見込んでいるのかお示してください。

○（保健所）宇田川主幹

ゲートキーパーの研修につきましては、相談に当たる方々の研修会とは、若干、何というか目指すところが多少異なるかなというふうに考えておりました、いろいろな、自殺に関して悩んでいる方の気づきとか、それから、必要に応じて話を聞いたり相談機関につなげていただくような、そういった方々をふやしていくためにゲートキーパー研修を実施したいと考えております。具体的には、どのぐらいの規模で、それから何人ぐらいを想定しているのですかというお尋ねですが、現時点ではそこまで詳しくは内容が決まっておりませんが、これにかかる経費につきましては講師謝礼ですとか、先ほど予算のところでお答えさせていただきましたように、それにかかる案内費でありますとか消耗品になるかと考えております。

○齊藤委員

生きることの促進要因への支援というのが項目としてあるのですけれども、精神保健福祉士の市内での人数、それから、市役所の中での人数をお示してください。

精神保健福祉士という有資格者をぜひ役所の中で人数を増員すべきではないかと。現在、こういう自殺対策という部分で、マンパワーが非常に足りていないという気がするものですから、そこをまず強化すべきと。

最後にお聞きするのが、今回の対策をずっと見ますと、既存の施策の見直しとか自殺防止の観点で、既存施策を見直すというところが非常に出ていますのですけれども、見直すのはいいのですが、ただ、今までの既存施策を並べ直すというだけではなくて、その一つ一つの施策が自殺防止に役立つように、ではどれだけ深められているのかと、内容がどれだけ濃くなっているのかという部分がすごく大事だと思うので、今回こういう計画ができて予算もついて、一つ前進だとは思いますが、そういう既存の施策を自殺防止という観点からより深めると、より有効なものにしていくという、そういう意識をぜひ持っていただきたいなというふうに思いまして、この点に関する御意見も伺って終わりたいと思います。

○（保健所）宇田川主幹

まず、最初にお尋ねの、市内に精神保健福祉士や臨床心理士などの方がどのぐらいいるかということにつきましては、把握ができておりません。

あと、市の職員としてどれだけの方がいるかということなのですが、保健所に精神保健福祉相談員1名がおりますのと、それから、小樽市立病院には臨床心理士の方が2名いるということでは聞いております。専門の職員につきましては、そのように聞いております。

それから、関係部局の既存の事業や取り組みの推進だけでは十分ではないのではないかとのお尋ねかと思うのですが、まず、自殺の背景にはさまざまな背景があり、保健所の問題だけではなくて、例えば仕事の面で過労でありましたり、それから生活困窮でありましたり、介護ですとか、あるいはいじめの問題ですとか、DVですとか、いろいろな背景があるというふうに言われておりますので、この市町村における自殺の計画については、そういう何か包括的などいいますか、市町村におけるいろいろな事業を総動員して取り組んでいくようにというよう

な、そういうことが示されておりますので、まず、各部局に対しまして何かこういう基本施策や重点施策に関連する事業はありますかということでお尋ねしたところ、計画の後ろにもつけてございますけれども、かなりいろいろな施策があるということです。これまでと同様の事業になるかもしれないのですけれども、その中でもこの自殺予防の視点といいますか、そういったものを認識していただいて、よりそういった視点を盛り込んで取り組んでいただくということで考えています。

また、既存の取り組みの推進ということになるのですけれども、そのゲートキーパーというところを新たに、新規の取り組みとして挙げているところでございます。

○（保健所）次長

先ほど質問がございました、マンパワーの部分についてでございますが、委員がおっしゃいますように、自殺対策という、保健所で言いますと精神保健担当分野になりますけれども、こちらの保健室だとか精神保健福祉士を増員して、手厚く対策、対応につなげるという考え方もあるとは思いますが、一方、自殺対策といいますのは、セーフティネットをつくるという考え方もございまして、必ずしも自殺対策の専門家、特化した人員をふやしていくばかりではなく、保健所に限らず、さまざまな分野、例えば経済だとか介護だとか法律問題など、いろいろ自殺対策に関連する方々、それらの担当者の方々に自殺対策の視点を持ってもらい、もしリスクのありそうな方がいれば複数の部署、保健所ももちろん入りまして、話し合っ、協力して対応していくようなことを今は目指しているところでございます。

保健所といたしましては、このセーフティネットの考え方をベースにして、今いる保健師、精神保健福祉士の中で対応していきたいというふうに考えておりますが、今後の自殺者数の変化とかを見まして、必要であれば、またそういった人員の部分についても見直しを図っていきたいなというふうに思っているところでございます。

もう一つは、今ある事業をただ並べかえただけではないかということで、今、保健所主幹からも説明がございましたけれども、基本的には、今ある対策に自殺の考え方をプラスして、より効果的なものにしていくというのが基本的な考え方ではあります。先ほど委員がおっしゃいましたように、少し深みというか、もう少し深めるところが足りないのではないかとこの部分につきましては、それについては今後、もう少し中で検討しながら考えて、有効な形で進めていければというふうに思っているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。